

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を改正する告示
(総務・財務・経済産業一)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件及び出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動(特定活動)の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件
(法務三二)
- 〔その他告示〕
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件
(法務三二)
- 砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通五二八)
- 砂防法第二条の土地を指定する件
(同五二九、五三一、五三三)
- 直轄砂防工事を施行する件
(同五三〇)

○ 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛一〇二、一〇七)

○ 漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件(同一〇八)

○ 道路に関する件
(東北地方整備局七六、七七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府 公安審査委員会 厚生労働省

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示(九州地方整備局)登録実施機関の登録事務等の全部廃止について(九州運輸局)

登録実施機関の登録について(同)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

〔公告〕

諸事項

官庁

河川法に基づく工作物返還に係る公示関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係会社その他

法規的告示

○ 総務省 告示第一号 経済産業省

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)第六条第一項の規定に基づき、令和二年総務省・財務省・経済産業省告示第一号(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針)の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

総務大臣 林 芳正
財務大臣 片山さつき
経済産業大臣 赤澤 亮正
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第四 特定半導体生産施設整備等に関する事項</p> <p>第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。</p> <p>一 特定半導体生産施設整備等の内容</p> <p>特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から14までのいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 12 (略)</p> <p>13 申請に当たって特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術(公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。)を特定し、当該特定半導体生産施設整備等計画に記載した上で、その流出を防止するために、次に掲げる(1)から(4)までの措置を実施するものであること。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 特定半導体生産施設整備等計画の申請者の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結す</p>	<p>第四 特定半導体生産施設整備等に関する事項</p> <p>第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。</p> <p>一 特定半導体生産施設整備等の内容</p> <p>特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から14までのいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 12 (略)</p> <p>13 申請に当たって特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術(公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。)を特定し、当該特定半導体生産施設整備等計画に記載した上で、その流出を防止するために、次に掲げる(1)から(4)までの措置を実施するものであること。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 特定半導体生産施設整備等計画の申請者の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結す</p>

その他告示

○法務省告示第三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第四百十五号(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件)の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

法務大臣 平口 洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 4 columns: 改正後 (Corrected), 改正前 (Original), 名称 (Name), 所在地 (Location). It contains two tables, 別表第四 (Table 4), listing educational institutions and their details.

Table with 4 columns: 名称 (Name), 所在地 (Location), 備考 (Remarks), 備考 (Remarks). It lists specific locations and provides detailed notes regarding land regulations and surveying.

Table with 4 columns: 名称 (Name), 所在地 (Location), 備考 (Remarks), 備考 (Remarks). It lists specific locations and provides detailed notes regarding land regulations and surveying, including geographical coordinates.

6	35° 44' 25.7849"	137° 52' 59.8896"
7	35° 44' 32.8501"	137° 52' 58.5704"
8	35° 44' 33.8540"	137° 52' 59.1178"
9	35° 44' 34.0793"	137° 53' 00.7164"
10	35° 44' 31.7440"	137° 53' 04.5481"
11	35° 44' 30.7076"	137° 53' 03.8535"
12	35° 44' 32.1430"	137° 53' 00.9007"
13	35° 44' 25.8146"	137° 53' 02.0231"
14	35° 44' 23.8853"	137° 53' 01.6234"
15	35° 44' 23.5260"	137° 53' 01.8419"
16	35° 44' 23.2237"	137° 53' 02.0204"

○国土交通省告示第五百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小渋川・小河内川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
長野県下伊那郡大鹿村大河原の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十三年内務省告示第二百六十八号で指定した土地及び昭和四十一年建設省告示第二千八百二十九号の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35° 32' 08.9029"	138° 04' 06.8667"
2	35° 32' 05.7281"	138° 04' 15.9898"
3	35° 32' 00.2842"	138° 04' 26.4734"
4	35° 31' 59.7145"	138° 04' 30.4283"
5	35° 31' 52.3668"	138° 04' 42.6585"
6	35° 31' 52.4141"	138° 04' 47.1535"
7	35° 31' 56.5949"	138° 04' 49.0964"

8	35° 31' 54.9648"	138° 04' 53.6769"
9	35° 31' 46.4233"	138° 04' 48.7925"
10	35° 31' 46.5343"	138° 04' 47.6489"
11	35° 31' 48.8297"	138° 04' 47.3947"
12	35° 31' 48.9480"	138° 04' 43.9413"
13	35° 31' 44.9462"	138° 04' 45.3463"
14	35° 31' 42.6522"	138° 04' 47.6313"
15	35° 31' 37.9020"	138° 04' 48.6568"
16	35° 31' 35.1645"	138° 04' 45.0902"
17	35° 31' 48.4651"	138° 04' 37.7981"
18	35° 31' 53.9951"	138° 04' 27.6499"
19	35° 31' 58.1610"	138° 04' 17.5367"
20	35° 32' 00.4889"	138° 04' 10.6546"
21	35° 32' 04.8223"	138° 04' 06.6332"

○国土交通省告示第五百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第六条の土地に係る河川の名称
小渋川・小河内川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
長野県下伊那郡大鹿村大河原の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 32' 08.9029"	138° 04' 06.8667"
2	35° 32' 05.7281"	138° 04' 15.9898"
3	35° 32' 00.2842"	138° 04' 26.4734"
4	35° 31' 59.7145"	138° 04' 30.4283"

5	35° 31' 52.3668"	138° 04' 42.6585"
6	35° 31' 52.4141"	138° 04' 47.1535"
7	35° 31' 56.5949"	138° 04' 49.0964"
8	35° 31' 54.9648"	138° 04' 53.6769"
9	35° 31' 46.4233"	138° 04' 48.7925"
10	35° 31' 46.5343"	138° 04' 47.6489"
11	35° 31' 48.8297"	138° 04' 47.3947"
12	35° 31' 48.9480"	138° 04' 43.9413"
13	35° 31' 44.9462"	138° 04' 45.3463"
14	35° 31' 42.6522"	138° 04' 47.6313"
15	35° 31' 37.9020"	138° 04' 48.6568"
16	35° 31' 35.1645"	138° 04' 45.0902"
17	35° 31' 48.4651"	138° 04' 37.7981"
18	35° 31' 53.9951"	138° 04' 27.6499"
19	35° 31' 58.1610"	138° 04' 17.5367"
20	35° 32' 00.4889"	138° 04' 10.6546"
21	35° 32' 04.8223"	138° 04' 06.6332"

○国土交通省告示第五百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
世古地
- 二 三重県度会郡南伊勢町伊勢路の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 21' 11.8794"	136° 38' 38.4300"
2	34° 21' 11.1299"	136° 38' 39.7927"

3	34° 21' 11.0119"	136° 38' 40.2553"
4	34° 21' 11.2548"	136° 38' 40.6748"
5	34° 21' 11.0781"	136° 38' 41.5499"
6	34° 21' 10.7827"	136° 38' 41.8716"
7	34° 21' 10.5794"	136° 38' 41.8895"
8	34° 21' 09.1129"	136° 38' 40.8094"
9	34° 21' 08.9040"	136° 38' 40.6125"
10	34° 21' 09.1063"	136° 38' 40.4192"
11	34° 21' 08.6612"	136° 38' 39.8643"
12	34° 21' 08.7648"	136° 38' 39.5140"
13	34° 21' 09.1181"	136° 38' 39.2144"
14	34° 21' 10.0339"	136° 38' 39.5248"
15	34° 21' 10.3410"	136° 38' 39.3734"
16	34° 21' 10.8728"	136° 38' 39.3348"
17	34° 21' 11.3866"	136° 38' 38.1009"

○国土交通省告示第五百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本谷川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
広島県庄原市総領町の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 46' 28.9586"	133° 05' 49.8320"
2	34° 46' 30.3709"	133° 05' 49.2807"
3	34° 46' 30.7665"	133° 05' 49.7388"

4	34°46'30.7046"	133°05'51.1010"
5	34°46'31.9851"	133°05'52.9857"
6	34°46'32.5564"	133°05'54.9126"
7	34°46'32.6868"	133°05'57.1751"
8	34°46'32.2956"	133°05'57.2784"
9	34°46'31.2204"	133°05'54.1710"
10	34°46'29.8218"	133°05'52.8078"
11	34°46'28.6559"	133°05'53.5727"
12	34°46'28.2194"	133°05'53.2610"
13	34°46'28.3868"	133°05'50.7098"

○国土交通省告示第五百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年四月八日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
光明谷
- 二 砂防法第二条の土地の表示
岡山県岡山市東区瀬戸町光明谷及び同市東区瀬戸町寺地の区域内の土地のうち、次の一点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°44'40.5037"	134°02'35.5021"
2	34°44'39.9050"	134°02'35.0116"
3	34°44'38.1572"	134°02'35.0851"
4	34°44'35.7831"	134°02'33.3190"
5	34°44'32.4663"	134°02'34.4167"
6	34°44'31.2121"	134°02'33.8249"
7	34°44'30.3366"	134°02'33.8046"
8	34°44'29.3820"	134°02'32.9982"

9	34°44'27.1950"	134°02'32.8754"
10	34°44'26.7635"	134°02'32.1761"
11	34°44'26.5298"	134°02'31.7006"
12	34°44'26.1486"	134°02'31.5242"
13	34°44'25.6379"	134°02'31.9033"
14	34°44'25.6444"	134°02'31.9617"
15	34°44'25.7042"	134°02'32.3552"
16	34°44'25.7111"	134°02'32.4231"
17	34°44'25.7133"	134°02'32.4414"
18	34°44'25.2078"	134°02'32.5123"
19	34°44'25.1435"	134°02'33.2668"
20	34°44'24.8939"	134°02'33.3937"
21	34°44'24.9427"	134°02'32.4791"
22	34°44'25.7820"	134°02'31.3615"
23	34°44'26.6127"	134°02'30.8923"
24	34°44'27.1790"	134°02'31.9862"
25	34°44'29.6561"	134°02'32.2156"
26	34°44'32.4538"	134°02'33.7035"
27	34°44'35.1793"	134°02'32.5017"
28	34°44'36.1772"	134°02'32.7367"
29	34°44'38.2444"	134°02'34.0775"
30	34°44'39.4813"	134°02'33.6380"
31	34°44'41.6334"	134°02'33.7101"
32	34°44'43.3389"	134°02'33.0207"
33	34°44'44.0981"	134°02'33.7592"
34	34°44'43.7567"	134°02'36.1069"
35	34°44'44.7864"	134°02'38.3073"

36	34°44'44.3724"	134°02'39.1526"
37	34°44'43.1134"	134°02'39.4477"
38	34°44'41.1044"	134°02'39.1746"
39	34°44'40.6730"	134°02'37.7638"

○防衛省告示第百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日

防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年四月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域 豊後水道南方の次の(ア)から(イ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ウ)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

- (ア) 北緯三二度四八分二一秒
東経一三三度二九分五一秒
- (イ) 北緯三二度四二分二一秒
東経一三三度二九分五一秒
- (ウ) 北緯三二度二八分二一秒
東経一三二度五九分五一秒
- (エ) 北緯三二度三六分二一秒
東経一三二度五九分五一秒
- (オ) 北緯三二度三六分二一秒
東経一三二度三七分五一秒
- (カ) 北緯三二度四八分二一秒
東経一三二度三七分五一秒

実施艦 自衛艦十隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日

防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年四月十五日、同月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区域 若狭湾北方の次の(ア)から(イ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ウ)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア) 北緯三七度〇〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒
(イ) 北緯三七度二二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒
(ウ) 北緯三七度〇二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒
(エ) 北緯三二度四〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒

実施艦 自衛艦九隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日

防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年四月十五日の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域 沖縄島南東方の次の(ア)から(イ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ウ)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア) 北緯二五度四一分一五秒
東経一二八度五一分五三秒
(イ) 北緯二五度四八分三七秒
東経一二九度〇二分一九秒
(ウ) 北緯二五度四四分一五秒
東経一二九度二五分五二秒
(エ) 北緯二五度四四分一五秒
東経一三〇度一〇分五二秒
(オ) 北緯二五度四三分二四秒
東経一三〇度三五分五二秒

○防衛省告示第百五号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日 防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年四月十五日の一一〇〇から一八〇〇まで

区域 沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯二四度二分一五秒
東経一三〇度四七分五二秒

(イ) 北緯二五度二分一五秒
東経一三一四度一分五二秒

(ウ) 北緯二五度三分一五秒
東経一三二四度一分一六秒

(エ) 北緯二四度〇分一六秒
東経一三二四度五分五二秒

(オ) 北緯二四度〇分一五秒
東経一三一四度二分三三秒

(カ) 北緯二四度〇七分三三秒
東経一三一四度一分二五秒

実施艦 自衛艦十三隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日 防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年四月十五日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域 野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア) 北緯三四度三三分〇秒
東経一四〇度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度一八分二二秒
東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ) 北緯三四度〇八分一八秒
東経一四〇度四六分五一秒

(エ) 北緯三四度〇七分五九秒
東経一四〇度五七分〇一秒

(オ) 北緯三四度五七分〇七秒
東経一四〇度五五分一四秒

(カ) 北緯三四度三三分二九秒
東経一四〇度二五分四七秒

(キ) 北緯三四度三一分二二秒
東経一四〇度七分四八秒

(ク) 北緯三四度四七分〇六秒
東経一四〇度二分一五〇秒

(ケ) 北緯三四度一分二一秒
東経一四〇度一分二一秒

実施艦 自衛艦十隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日 防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年四月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三二度二分一五秒
東経一二八度四五分五二秒

(イ) 北緯三二度四分二二秒
東経一二九度〇九分五二秒

(ウ) 東経一二八度四五分五二秒
東経一二九度〇九分五二秒

実施艦 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八号
自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。
令和八年四月八日 防衛大臣 小泉進次郎

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域 （北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先） （令和七年防衛省告示第百二十二号）	令和八年二月二十日から同年四月十五日まで	令和八年四月十六日から同年七月十五日まで

○東北地方整備局告示第七十六号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年四月八日 東北地方整備局長 西村 拓

道路の種類	一般国道
道路の路線名	四十七号及び百八号
道路の区域	間 変更前 敷地の幅員 延長
区 間	後別 敷地の幅員 延長
大崎市鳴子温泉字馬場十五番一から同市鳴子温泉字馬場四九番六まで	後前 一七・五五、一八・七一メートル、一八・四八、二〇・八二メートル、二〇・一一、一一
四 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
○東北地方整備局告示第七十七号	
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。	
その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。	
令和八年四月八日	東北地方整備局長 西村 拓
路線名	供 用 開 始 の 区 間
四十七号及び百八号	大崎市鳴子温泉字馬場十五番一から同市鳴子温泉字馬場四九番六まで
供用開始の期日	令和八年四月八日
	図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書転送

四月六日次の質問主意書を内閣に転送した。米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する質問主意書

いわゆる「消えた年金」を探す「持ち主不明記録検索」に関する質問主意書

四月七日（火曜日）午後一時 本会議

参議院

議事日程

四月七日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第八号

令和八年四月七日（火曜日）

午後四時三十分開議

第一 政治資金適正化委員会委員の指名

議案送付（予備審査）

四月六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

防諜に関する施策の推進に関する法律案（神谷宗幣外四名発議）

特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安感情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（神谷宗幣外四名発議）

刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）

質問主意書提出

四月六日議員から次の質問主意書が提出された。

生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩和に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二十九号）

質問主意書転送

四月六日次の質問主意書を内閣に転送した。準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二十六号）

「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第二十七号）

ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二十八号）

人事異動

内閣府

願に依り金融審議会委員を免する 佐古 和恵

願に依り新技術等効果評価委員会委員を免する（佐古 和恵）（以上三月二十三日）

国家公安委員会委員に任命する 佐古 和恵

公正取引委員会委員に任命する（以上三月二十四日）

願に依り旧優生保護法補償金等認定審査委員会を免する（三月三十一日）

野崎亜紀子（中山亜紀子）

旧優生保護法補償金等認定審査委員会に任命する 近藤 宏子

サイバー通信情報監理委員会委員長に任命する 新井 悠

サイバー通信情報監理委員会委員に任命する（各通） 上沼 紫野 福田 健介

願に依り沖縄振興審議会委員を免する 神谷たか子

沖繩振興審議会委員に任命する 新垣 正春

情報公開・個人情報保護審査会委員に任命する（各通）（以上四月一日）

公正取引委員会委員に任命する（四月二日）

飯島 彰己 上村 敏之 大橋 弘

北詰 恵一 難波 悠 山口 直也

民間資金等活用事業推進委員会委員に任命する（各通）（四月三日）

金融経済教育推進機構理事長に任命する 安藤 聡

金融経済教育推進機構監事に任命する（以上四月五日）

公安審査委員会

（公安審査委員会事務局長） 法務省 吉原 仁

人事管理官を命ずる 倫理監督官を免する

（秋田地方検察庁事務局長） 検 田島 昭仁

法務事務官（公安審査委員会事務局長）に転任させる

人事管理官を命ずる 倫理監督官を命ずる

障害者雇用推進者を命ずる（以上四月一日）

厚生労働省 井深 陽子

中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（四月八日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する（各通） 岡本 博允

従五位に叙する（各通） 梅田 豊治 江川 淨充

浅井 溢夫 内田 雄弘 吉田 喜徳

岡野 敏夫 小野 利雄 齋藤 利雄

（柏市議会議員） 永野 英 橋口 幸生

正六位に叙する（各通） 岩上 勝一 黒澤 靖郎

従六位に叙する（各通） 坂口 昭 平山長一朗

大場 貞助 笠井 武 加藤猪之助

正七位に叙する（各通） 丸山 正成 森下 勇

従七位に叙する（各通）（以上三月二日）

（岐阜大学名誉教授） 折居 忠夫

従四位に叙する 石井 文司 長谷部 進

従五位に叙する（各通） 寺岡 正次 西田 宏

正六位に叙する（各通） 今井 昌平 小嶋 敏之

（警視庁警部）

田村東望雄 高橋 清道 知久 興正

正七位に叙する（各通）（以上三月三日）

正五位に叙する 篠原 公七 駿河 經敏

従五位に叙する（各通） 坪井 迪郎 藤野 達也

正六位に叙する（各通） 本川 肇

（坂戸市議会議員） 奥山 寧 塩澤 好三

谷 孝司 野村 宏 高田 康夫

藤本 欣哉 皆川 捷巳 和田 英夫

大淵 進 笠井 志雄 唐澤 和臣

正七位に叙する（各通） 日下部圭司 外丸 修

従七位に叙する（各通）（以上三月四日）

正四位に叙する（三月五日）

正六位に叙する（三月六日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける 吉田 喜徳

旭日双光章を授ける（各通） 橋口 幸生

旭日単光章を授ける（以上三月二日）

（坂戸市議会議員） 今井 昌平 山下 幸一

旭日双光章を授ける（各通）（三月三日）

旭日単光章を授ける（各通） 猪俣 直行

瑞宝小綬章を授ける（各通） 岡本 博允 小野 利雄

瑞宝双光章を授ける（各通） 岡田 敏夫 宮川 睿明

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二日）

伊東 郁夫

高橋 清道

橋本 昭夫

田島 準一

本川 肇

浅見 勝政

猪俣 直行

高田 康夫

和田 英夫

唐澤 和臣

橋口 照雄

浦田 勝

佐藤 芳宏

吉田 喜徳

橋口 幸生

平山長一朗

戸塚 住雄

山下 幸一

猪俣 直行

小野 利雄

宮川 睿明

森下 勇

折居 忠夫

佐藤 成治

褒賞

瑞宝小綬章を授ける 田島 準一
浅見 勝政 唐澤 和臣
谷 孝司 皆川 捷巳
瑞宝双光章を授ける(各通) 橋口 照雄 和田 清
外丸 修 瑞宝単光章を授ける(各通)(以上三月四日)
瑞宝双光章を授ける(三月六日) 佐藤 芳宏
瑞宝双光章を授ける(三月八日) 渡邊 惣治

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
伊藤 純一 鈴木 清恵 板床 定男
澤口 知巳 澤口 拓也 橋爪 武夫
橋爪 園江 伊藤八洲弘 伊藤志登勢
五十嵐久美子 片柳ときわ 梶原 勝
深谷 邦雄 大湊 基晴 稲澤 克祐
石井 秀樹 國藤 進 川尻 征司
越智 慶子 辻本 浩司 守永 一邦
小林 好雄 伊藤 祥子 栗原 政史
宮城 篤正 吉水千賀子 山白千津子
本宮 朝史 黒須 孝一 角元 正三
屋良 朝彦 大城 譲 久富 和彦
杉本 政繁 松村 博史 平方 洋二
石川久美子 國分 清和 島 千代子
新行内吉昭 森本 隆治 藤野裕美子
兼松理恵子 北村 良藏 澁田瑞美子
矢部由紀子 山田健一朗 塚本 尚
上原 祐司 計良 吉則 山本 康裕
樋口 晶一 小谷 来太 角田 幸雄
小笠原正也 金田 紀幸

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける(各通)
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
中村真一郎 木村 余里 綿貫千重子
菅 勝典 眞鍋 崇 児玉ヒデコ
根岸 敦子 高瀬 貞子 磯部 康子
小林 福次 荒井 雅子
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける(各通)

紺綬褒章飾版
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
神村 正之 萩原 賦一 澤口 景子
森岡 正士 藤尾 正治 高橋 秀夫
岩崎 哲也 中野 幸一 鳥山 静子
小林 尚美 佐藤 泰生 大田 通貴
神藏 信幸 山口 洋 奥山 竜也
中島 健治 横内 茂光 磯 源喜
赤澤 光章 高橋 正一 木村 唯人
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける(各通) 四方 祥樹
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける 渡邊 昇 坂口 美鈴
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける(各通)
紺綬褒章飾版並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
山口勘十郎 武内ヒサ子 澤口 希能
木村 三郎 喜多村鈴枝 川崎 鈴彦
太田榮一郎 鈴木 孝行 名田 稔
牧 寛之
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける(各通) 赤松 信明
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける 井谷 憲次
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける
褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

第一生命保険株式会社
辰村商事株式会社
東武環境センター株式会社
エネグローバル株式会社
生活協同組合コープえひめ
株式会社共立物流システム
まるか食品株式会社
株式会社カブコン
株式会社つるや
トランス・コスモス株式会社
株式会社サン建築設計
株式会社竜製作所
株式会社G.M.T.S
鶴岡信用金庫
株式会社タカラトミー
株式会社望月塗工
有限会社東北ファーム
株式会社美和テック
P G A T O U R I n t e r n a t i o n a l J a p a n 合同会社
東海東京フイナンシャル・ホールディングス株式会社
株式会社ソフエル
株式会社タイセル
株式会社ヤマウ
株式会社木下グループ
ジーアンドエスエンジニアリング株式会社
コーナン商事株式会社
株式会社オダワラ
株式会社イチケン
安房運輸株式会社
金森産業株式会社
株式会社丸商建設
株式会社リンクアンドモチベーション
旭九州株式会社
株式会社モリトク
シンフォニア テクノロジー株式会社
株式会社日本M&Aセンター
クオール株式会社
日本電気硝子株式会社
TOPPANテクニカル・デザインセンター株式会社
株式会社ケイコーレーション
楽天カード株式会社
株式会社ゆで太郎システム
株式会社メイプル会
BEAUTE DE LABO株式会社

三菱HCキャピタル株式会社
株式会社OWN
株式会社三春コモンズ
株式会社フカイ
育良精機株式会社
株式会社ケミテック
株式会社関口興業
三菱地所株式会社
株式会社ナンセイ
株式会社大日
株式会社日本取引所グループ
公益財団法人イオンワンパーセントクラブ 真如苑
株式会社アースデザインコンサルタンツ
自然電力株式会社
イーレックス株式会社
イオン株式会社
株式会社アルファス計装
株式会社タケエイ
株式会社あきんどスシロー
旭洋造船株式会社
伊勢広域上下水道事業協同組合
パロン・パーク株式会社
三菱重工業株式会社
株式会社フアウンテック
高砂金属工業株式会社
株式会社中村機械
たち建設株式会社
一般社団法人小清水基金
田中铁工株式会社
クリーン産業株式会社
株式会社タズミ
大東建託株式会社
岩内建設業協同組合
追賞褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年三月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
故野澤三遺族 野澤光太郎
故東良雄遺族 東 百合子
故大谷泰三遺族 大谷 明弘
故捧和子遺族 捧吉右衛門
故藤原千春遺族 佐藤 晃輝
褒章条例第六条により褒状を授ける(各通)

官 庁 報 告

官 庁 事 項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月八日 九州地方整備局長 垣下 禎裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 二百二号
- (三) 占用を制限する区域

区 域 備 考

糸島市東字スス町三四九番一から同市東字若宮三〇二番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和八年四月九日

(七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

登録実施機関の登録事務等の全部廃止について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第27条の規定により許可をおこなったので、同法第32条第3号の規定により、下記のとおり公示する。

令和8年4月8日 九州運輸局長 日向 弘基 記

(単位地域の名称) 佐賀県
 (登録実施機関の名称) 一般社団法人 佐賀県バス・タクシー協会
 (登録実施機関の住所) 佐賀県佐賀市若楠2丁目7番2号
 (登録実施機関の代表者名) 愛野 時興
 (登録事務等を行う事務所の名称) 佐賀県運転者登録センター
 (登録事務等を行う事務所の所在地) 佐賀県佐賀市若楠2丁目7番2号
 (登録番号) 佐賀一1号
 (廃止年月日) 令和8年3月31日

登録実施機関の登録について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第1項の規定により登録をおこなったので、同法第32条第1号の規定により、下記のとおり公示する。

令和8年4月8日 九州運輸局長 日向 弘基 記

(単位地域の名称) 佐賀県
 (登録実施機関の名称) 一般社団法人 佐賀県タクシー協会
 (登録実施機関の住所) 佐賀県佐賀市若楠2丁目7番2号
 (登録実施機関の代表者名) 齊藤 恭宏
 (登録事務等を行う事務所の名称) 佐賀県運転者登録センター
 (登録事務等を行う事務所の所在地) 佐賀県佐賀市若楠2丁目7番2号
 (登録番号) 佐賀一2号
 (登録年月日) 令和8年3月10日

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、岩手労働局の関係事業主を代表する者加藤幸則の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和8年4月8日 厚生労働大臣 上野賢一郎 記

- 1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、岩手労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 3 推薦締切日 令和8年4月17日
- 4 推薦書及び添付書類提出先 岩手労働局労働基準部労災補償課

様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- 注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
- 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

- (備考)
- 1 提出部数は正副2通とすること。
 - 2 履歴書2通を添付すること。

公 告

記 録 簿

河川法に基づく工作物返還に係る公示

多摩川水系多摩川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定に基づき、公示する。

令和8年4月8日 関東地方整備局長 橋本 雅道

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 釣り足場（構成部材含む）42基 小屋（構成部材含む）1基 金属製足場板2枚 その他釣り足場に係る用具類一式
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
 - (1) 保管した工作物の放置されていた場所 東京都あきる野市小川地先
 - (2) 当該工作物を除却した日 令和8年2月18日から令和8年3月3日
- 3 当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
 - (1) 当該工作物の保管を始めた日 令和8年3月4日
 - (2) 保管の場所 東京都八王子市高月町地先（八王子市高月町備蓄ヤード内）
- 4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足る書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整第一課に申し出ること。
- 5 問い合わせ先 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 占用調整第一課 電話045-503-4015

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第73125号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍東京都豊島区池袋2丁目78番、最後の住所東京都豊島区池袋3丁目15番3号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和4年4月12日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和27年2月1日、職業飲食サービス業
被相続人 亡 佐藤 清
事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光ビル5階 光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 みき
催告期間満了日 令和8年10月31日
東京家庭裁判所

令和8年（家）第70135号

東京都文京区千石3丁目16番1—312号
申立人 山岸 悦子
本籍東京都世田谷区世田谷1丁目198番地、最後の住所東京都荒川区東尾久3丁目7番8—203号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和3年9月21日頃から30日頃までの間、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和31年8月8日、職業不明
被相続人 亡 山岸 祐一
事務所東京都新宿区四谷1丁目13番地山水ビル3階 津の守坂法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木内 昭二
催告期間満了日 令和8年10月31日
東京家庭裁判所

令和8年（家）第70226号

神奈川県横浜市中区竹之丸3番地5
申立人 包原 一
本籍東京都千代田区六番町7番地8、最後の住所東京都中央区日本橋箱崎町5番12—103号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日令

和7年5月20日、出生の場所東京市麴町区、出生年月日昭和14年8月30日、職業無職
被相続人 亡 前山 紀子
事務所東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井ビル8階802号室 弁護士法人一番町綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 神崎 浩昭
催告期間満了日 令和8年10月31日
東京家庭裁判所

令和8年（家）第3029号

神奈川県相模原市南区相模大野7丁目8番10号 大塚ビル4階
申立人 谷口 優子
本籍神奈川県相模原市緑区鳥屋1878番地、最後の住所神奈川県厚木市戸室1丁目26番11号特別養護老人ホームきみどり、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和7年12月11日、出生の場所神奈川県津久井郡鳥屋村、出生年月日昭和27年4月5日、職業無職
被相続人 亡 坂間 澄子
事務所神奈川県厚木市中町2丁目8番13号T P R 厚木ビル6階 弁護士法人常磐法律事務所本厚木支店
相続財産清算人 弁護士 石川 由衣
催告期間満了日 令和8年10月29日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和8年（家）第7016号

神奈川県厚木市温水1881番地
申立人 立脇美紀子
本籍神奈川県相模原市緑区小倉223番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区二本松3丁目15番28号、死亡の場所神奈川県相模原市緑区、死亡年月日推定令和7年9月4日、出生の場所神奈川県津久井郡城山町、出生年月日昭和54年9月30日、職業無職
被相続人 亡 荒井 幸枝
神奈川県相模原市中央区中央2丁目12番15号相模中央ビル502 弁護士法人杉山法律事務所相模原オフィス
相続財産清算人 弁護士 杉山 隼
催告期間満了日 令和8年10月27日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和8年（家）第40号

三重県名張市さつき台2番町48番地
申立人 村上 眞吾
本籍京都府相楽郡笠置町大字笠置小字芝崎2番地、最後の住所三重県伊賀市朝日ヶ丘町192番地、死亡の場所三重県伊賀市、死亡年月日令和7年12月31日、出生の場所三重県上野市、出生年月日昭和34年10月3日、職業不明
被相続人 亡 坂口 智子
事務所三重県名張市さつき台2番町48番地
相続財産清算人 司法書士 村上 眞吾
催告期間満了日 令和8年10月30日
津家庭裁判所伊賀支部

令和8年（家）第40035号

神戸市須磨区禅昌寺町1丁目17—20
申立人 岡野 斉
本籍広島県尾道市因島田熊町1701番地、最後の住所神戸市長田区菅原通5丁目43—5エクスル菅原701号、死亡の場所兵庫県神戸市長田区、死亡年月日令和7年10月13日、出生の場所兵庫県神戸市垂水区、出生年月日昭和40年8月16日、職業会社員
被相続人 亡 岡野 師豊
神戸市中央区海岸通3丁目1—1 K C C ビル7階澤上・古谷総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古谷 昭典
催告期間満了日 令和8年11月4日
神戸家庭裁判所

令和7年（家）第70283号

神戸市中央区浪花町62番地の1
申立人 兵庫県信用保証協会
本籍兵庫県姫路市網干区津市場530番地4、最後の住所兵庫県姫路市余部区下余部363番地20、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年4月23日、出生の場所兵庫県龍野市、出生年月日昭和47年4月3日、職業不明
被相続人 亡 新坂 明久
事務所兵庫県姫路市北条梅原町271番地ヤスナビル6階A号室 城陽法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大岩 和紀
催告期間満了日 令和8年10月27日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和8年（家）第105号

奈良市二条大路南1丁目1番1号
申立人 奈良市長 仲川 元庸
本籍奈良県奈良市鳴川町11番地2、最後の住所奈良県奈良市鳴川町11番地の2、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日令和6年5月29日、出生の場所兵庫県神戸市湊区、出生年月日昭和13年3月1日、職業不明
被相続人 亡 松岡 美智
奈良市角振町39番地の1 山田ビル1階ならまち法律事務所
相続財産清算人 宮坂 光行
催告期間満了日 令和8年11月17日
奈良家庭裁判所

令和8年（家）第5015号

岡山県倉敷市西中新田640番地
申立人 倉敷市
本籍岡山県倉敷市中央2丁目9番、最後の住所岡山県倉敷市中央2丁目9番17号、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成12年3月22日、出生の場所広島県福山市、出生年月日大正4年4月20日、職業不明
被相続人 亡 三島 清子
岡山県総社市三須649番地29
相続財産清算人 司法書士 宮川 康弘
催告期間満了日 令和8年10月23日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和8年（家）第30027号

広島市中区国泰寺町1丁目6番34号
申立人 広島市長 松井 一實
本籍広島市東区尾長東2丁目569番地、最後の住所広島市安佐北区三入6丁目19番35—3号、死亡の場所広島県広島市安佐北区、死亡年月日令和5年12月6日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和22年6月14日、職業不詳
被相続人 亡 中村 峯春
事務所広島市中区上幟町2番47号
相続財産清算人 司法書士 金崎 文昭
催告期間満了日 令和8年10月21日
広島家庭裁判所

令和8年(家)第52号

北海道札幌市中央区南11条西14丁目1番1-1102号
 申立人 高松 恒夫
 北海道札幌市東区東苗穂6条3丁目2番31号
 申立人 岸田 邦子
 北海道札幌市清田区清田7条1丁目16番11号
 申立人 高橋 律子
 本籍香川県高松市国分寺町福家甲2281番地11、最後の住所香川県高松市国分寺町新居1591番地3 コーポROSE102、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年8月22日、出生の場所北海道札幌郡江別町、出生年月日昭和27年3月5日、職業不明
 被相続人 亡 高松 和夫
 香川県高松市亀井町8-11 B-Z高松プライムビル3階 あかり総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山地 淳仁
 催告期間満了日 令和8年10月30日
 高松家庭裁判所

令和8年(家)第54号

香川県さぬき市造田是弘1229番地2
 申立人 林 和昭
 本籍香川県高松市木太町2130番地3、最後の住所香川県高松市木太町2130番地3 サーパス木太二番館901、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年12月27日、出生の場所東京都北多摩郡国立町、出生年月日昭和35年10月3日、職業不明
 被相続人 亡 林 ますみ
 香川県高松市寿町2-4-11 GTSビル201岩井法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 岩井 卓
 催告期間満了日 令和8年10月30日
 高松家庭裁判所

令和7年(家)第9277号

北九州市小倉南区湯川新町4丁目13番21号
 申立人 田中 利幸
 本籍北九州市小倉北区下富野5丁目27番、最後の住所北九州市小倉北区下富野5丁目27番4号、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日令和7年9月1日頃から9日までの間、出生の場所福岡県小倉市、出生年月日昭和25年6月22日、職業無職
 被相続人 亡 平橋富士夫

事務所北九州市八幡西区黒崎3丁目2番2号
 菅原第2ビルディング4F A号室
 相続財産清算人 弁護士 林 英敏
 催告期間満了日 令和8年11月2日
 福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第4024号

長崎県諫早市東小路町7番1号
 申立人 諫早市
 本籍福岡県大牟田市黄金町1丁目308番地、最後の住所長崎県諫早市中通町35番地市住101号、死亡の場所長崎県諫早市、死亡年月日令和6年10月23日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和25年12月11日、職業無職
 被相続人 亡 蓮尾 栄一
 長崎県諫早市永昌東町17番20号
 相続財産清算人 司法書士 田中 幸実
 催告期間満了日 令和8年10月31日
 長崎家庭裁判所諫早出張所

令和8年(家)第20015号

東京都港区浜松町2丁目3番1号
 申立人 リサRT債権回収株式会社
 本籍宮崎県日向市大字岩岩6449番地217、最後の住所大分市高城本町7番18号ヒカリビル2階201、死亡の場所宮崎県日向市、死亡年月日令和7年1月推定21日から31日までの間、出生の場所宮崎県日向市、出生年月日昭和48年6月24日、職業不明
 被相続人 亡 佐藤 恭史
 事務所大分市金池南2丁目10番21号寺崎法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 寺崎 直史
 催告期間満了日 令和8年10月30日
 大分家庭裁判所

令和8年(家)第4014号

宮崎県西都市大字岩爪2801番地9
 申立人 川辺 清人
 本籍宮崎県西都市大字徳北1540番地、最後の住所宮崎県西都市大字徳北1540番地、死亡の場所宮崎県西都市、死亡年月日令和8年1月17日、出生の場所宮崎県延岡市、出生年月日昭和36年3月29日、職業無職
 被相続人 亡 花野 妙幸

宮崎県西都市大字右松2487番4 西都法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 水田 祐輔
 催告期間満了日 令和8年10月30日
 宮崎家庭裁判所

令和8年(家)第61号

北海道厚岸郡浜中町湯沸445番地
 申立人 浜中町
 本籍北海道厚岸郡浜中町霧多布東1条2丁目26番地、最後の住所北海道厚岸郡浜中町霧多布東1条2丁目26番地 職員住宅 28号、死亡の場所北海道厚岸郡浜中町、死亡年月日令和7年7月1日、出生の場所北海道厚岸郡厚岸町、出生年月日昭和48年3月1日、職業公務員
 被相続人 亡 南 秀幸
 北海道厚岸郡厚岸町宮園1丁目200番地
 相続財産清算人 長谷川博一
 催告期間満了日 令和8年10月19日
 釧路家庭裁判所

令和8年(家)第62号

北海道厚岸郡浜中町湯沸445番地
 申立人 浜中町
 本籍北海道厚岸郡浜中町姉別南3線86番地、最後の住所北海道厚岸郡浜中町姉別南3線86番地、死亡の場所北海道厚岸郡浜中町、死亡年月日令和6年4月6日頃、出生の場所北海道標津郡中標津町、出生年月日昭和42年9月22日、職業会社員
 被相続人 亡 草野 幸大
 北海道厚岸郡厚岸町宮園1丁目200番地
 相続財産清算人 長谷川博一
 催告期間満了日 令和8年10月19日
 釧路家庭裁判所

令和8年(家)第141号

釧路市材木町6番16号
 申立人 松原美恵子
 本籍北海道釧路市春採3丁目2番、最後の住所釧路市春採3丁目2番8号、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日平成16年10月14日、出生の場所北海道釧路市、出生年月日昭和4年10月11日、職業不明
 被相続人 亡 伊賀 昭夫
 釧路市幸町6丁目1番地2号 AKビル 弁護士法人 荒井・久保田総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 久保田庸央
 催告期間満了日 令和8年10月19日
 釧路家庭裁判所

令和8年(家)第9013号

東京都港区浜松町2丁目3番1号
 申立人 リサRT債権回収株式会社
 本籍北海道旭川市住吉6条1丁目3603番地5、最後の住所旭川市緑町20丁目2164番地の66ファミリーハウス漣緑町、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成22年7月13日、出生の場所北海道紋別郡上湧別村、出生年月日昭和11年8月21日、職業不明
 被相続人 亡 矢野ヒサ子
 事務所旭川市末広4条6丁目7番8号弁護士法人千葉総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 櫻井 航
 催告期間満了日 令和8年10月31日
 旭川家庭裁判所

令和7年(家)第30260号

宮城県塩竈市旭町1番1号
 申立人 塩竈市
 本籍宮城県塩竈市みのが丘5番、最後の住所宮城県塩竈市北浜4丁目6番13号こころの樹、死亡の場所宮城県塩竈市、死亡年月日令和3年12月13日、出生の場所宮城県桃生郡小野村、出生年月日大正14年12月15日、職業無職
 被相続人 亡 奈須川きよ子
 仙台市青葉区本町2丁目10番23号 仙台いちょう坂ハルヤマビル501号室 広瀬通中央法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 齋藤 慎也
 催告期間満了日 令和8年11月4日
 仙台家庭裁判所

令和8年(家)第20013号

申立人 国
 本籍群馬県前橋市筑井町580番地1、最後の住所群馬県前橋市筑井町580番地1、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和6年12月2日、出生の場所群馬県伊勢崎市、出生年月日昭和39年9月1日、職業運転代行業
 被相続人 亡 茂木 秀文
 群馬県前橋市表町2-3-6 前橋第一ビル9階けやき通り法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 大谷 雅昭
 催告期間満了日 令和8年10月19日
 前橋家庭裁判所

令和8年(家)第2022号

群馬県前橋市下小出町2丁目49番地1メゾン
ドアラキ102号

申立人 川田 善一

本籍群馬県太田市強戸町2016番地、最後の住所群馬県太田市強戸町130番地、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日令和7年11月8日、出生の場所栃木県下都賀郡大谷村、出生年月日昭和6年10月15日、職業無職

被相続人 亡 川田キクイ

群馬県高崎市檜物町112横地法律事務所

相続財産清算人 弁護士 横地 宏紀

催告期間満了日 令和8年10月19日

前橋家庭裁判所太田支部

令和8年(家)第6005号

群馬県桐生市黒保根町下田沢2588

申立人 新井 保伸

本籍群馬県桐生市黒保根町下田沢1245番地、最後の住所群馬県桐生市黒保根町下田沢1245番地、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日推定令和7年10月24日、出生の場所群馬県勢多郡黒保根村、出生年月日昭和30年1月15日、職業無職

被相続人 亡 新井 勇作

事務所群馬県高崎市高関町433-2 つじき
むら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 辻 拓一郎

催告期間満了日 令和8年10月18日

前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年(家)第656号

埼玉県春日部市谷原1丁目18番1

申立人 ドルミ春日部管理組合

本籍東京都武蔵野市吉祥寺本町4丁目1816番地、最後の住所埼玉県春日部市谷原1丁目18番地1ドルミ春日部411号、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日令和4年9月11日頃から20日頃までの間、出生の場所埼玉県春日部市、出生年月日昭和54年6月30日、職業不明

被相続人 亡 中野 直之

埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階 弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人 若生 直樹

催告期間満了日 令和8年11月6日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和8年(家)第45号

埼玉県吉川市中央3丁目20番地11

申立人 花木美穂子

本籍埼玉県草加市柳島町197番地6、最後の住所埼玉県草加市柳島町197番地6、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日令和7年12月5日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和35年1月2日、職業無職

被相続人 亡 福田 誠一

埼玉県越谷市越ヶ谷2丁目8番21号サンリッ

ト越谷ビル4階 なかざわ法律事務所

相続財産清算人 久野 真吾

催告期間満了日 令和8年11月6日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和8年(家)第30036号

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号

申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

本籍千葉県松戸市馬橋507番地2、最後の住所千葉県松戸市馬橋507番地の2、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和3年11月1日、出生の場所長崎県松浦市、出生年月日昭和9年2月24日、職業不明

被相続人 亡 伊勢 晴男

事務所千葉県松戸市松戸1281-29 京阪松戸ビル5階 東葛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 萩原 得誉

催告期間満了日 令和8年11月19日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和8年(家)第70029号

北海道富良野市山部東町7番7号

申立人 富田千代子

本籍北海道富良野市字山部市街地二条通南1丁目19番地、最後の住所東京都品川区東大井3丁目18番20号シャトレ・スミ301、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和7年4月11日、出生の場所大阪府東大阪市、出生年月日昭和42年4月28日、職業会社員

被相続人 亡 富田洋一郎

事務所東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40MTビル2階 虎ノ門総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 亀井 弘泰

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73241号

東京都杉並区高井戸東4丁目15番6号

申立人 小田急高井戸マンション管理組合

本籍東京都杉並区高井戸東4丁目15番6-305号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和6年1月1日頃から10日頃までの間、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和42年12月15日、職業不明

被相続人 亡 澤田麻衣子

事務所東京都中央区八重洲2-11-6八重洲KNビル3階 宇田川・竹原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宇田川博史

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73282号

東京都葛飾区立石5丁目13番1号葛飾区役所

申立人 葛飾区長

本籍東京都葛飾区新宿4丁目2062番地、最後の住所東京都葛飾区新宿4丁目4番6号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和2年2月21日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和36年1月7日、職業不明

被相続人 亡 久郷 智

事務所東京都千代田区平河町1丁目7番11号第二大盛丸平河町ビル3階 富永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 富永 忠祐

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73333号

東京都墨田区業平1丁目7番4号

申立人 東京都墨田都税事務所長

本籍東京都江東区門前仲町1丁目19番地、最後の住所東京都墨田区業平1丁目6番3-408号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和6年9月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所東京都中野区、出生年月日昭和32年5月25日、職業不明

被相続人 亡 橋本 滋

事務所東京都豊島区南池袋2丁目33番6号佐藤ビルディング6階 東京はやぶさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 隆宏

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73353号

東京都品川区南品川2-7-23

申立人 西田 年一

本籍東京都品川区南品川2丁目418番地、最後の住所東京都品川区南品川2丁目7番21号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和19年2月21日、職業不明

被相続人 亡 長谷川和子

事務所東京都新宿区新宿1丁目14番3号ラタンビル4階 法律事務所 穂

相続財産清算人 弁護士 五十嵐康之

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第90069号

東京都日野市神明1丁目12番地の1

申立人 日野市長 古賀 壮志

本籍東京都日野市豊田1丁目2番地3、最後の住所東京都日野市豊田1丁目2番地の3、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日令和7年5月推定11日から20日までの間、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和38年7月20日、職業不明

被相続人 亡 吉澤 達弥

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目37番7号 テミスビル1階 吉祥寺市民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 緒方 瑛

催告期間満了日 令和8年10月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第90181号

東京都立川市羽衣町2丁目46番25号

申立人 禹 在秀

本籍東京都世田谷区玉川台2丁目10番、最後の住所東京都小平市大沼町7丁目1番7-504号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年9月21日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和25年11月23日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 英一

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町1丁目18番7号アベテ吉祥寺303 吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 堀 麦枝

催告期間満了日 令和8年10月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第8041号

金沢市広坂1丁目1番1号
申立人 金沢市
本籍愛知県刈谷市桜町3丁目1番地、最後の住所金沢市鞍月4丁目51番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和3年7月2日、出生の場所愛知県碧海郡刈谷町、出生年月日昭和25年3月10日、職業無職
被相続人 亡 加藤 章
事務所金沢市新神田4丁目4番6号
相続財産清算人 司法書士 喜成 清重
催告期間満了日 令和8年10月19日
金沢家庭裁判所

令和8年(家)第7045号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1
申立人 株式会社オリエントコーポレーション
本籍茨城県坂東市辺田355番地、最後の住所川崎市川崎区大島5丁目13番17-802号 大島住宅、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和7年8月11日ころから20日ころまでの間、出生の場所茨城県猿島郡岩井町、出生年月日昭和33年1月8日、職業不明
被相続人 亡 光林恵美子
川崎市幸区南幸町2丁目4番2号 ビクセル川崎705号 渡部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡部 源
催告期間満了日 令和8年10月26日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和8年(家)第3018号

新潟県三条市東大崎1227番地
申立人 吉川 静
本籍新潟県三条市旭町1丁目305番地1、最後の住所新潟県加茂市寿町8番17号あさひガーデンかも寿楽園、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和8年1月12日、出生の場所新潟県三条市、出生年月日昭和18年5月17日、職業無職
被相続人 亡 稲月千恵子
事務所新潟県三条市興野1丁目10番14号
相続財産清算人 司法書士 佐藤 泰男
催告期間満了日 令和8年11月16日
新潟家庭裁判所三条支部

令和7年(家)第70266号

兵庫県姫路市安田4丁目1番地
申立人 姫路市長 清元 秀泰

本籍東京都台東区池之端3丁目4番、最後の住所兵庫県姫路市四郷町上鈴115番地2、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和5年2月25日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和32年1月27日、職業不明
被相続人 亡 増本 昌之
事務所兵庫県姫路市北条宮の町385番地 永井ビル2階 田村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田村 貴司
催告期間満了日 令和8年10月30日
神戸家庭裁判所姫路支部

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和2年(家)第7016号

申立人 職権
本籍静岡県富士市南松野185番地1、最後の住所静岡県富士市南松野185番地の2、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日平成29年4月5日、出生の場所静岡県庵原郡松野村、出生年月日大正14年1月10日、職業無職
被相続人 亡 天野 房子
静岡県富士市今泉9丁目8-41 2階 原法律事務所
改任前の相続財産清算人 弁護士 原 孝至
静岡県富士市永田町1丁目15番地中村ビル102フジタ法律事務所
改任後の相続財産清算人 弁護士 藤田 峻弘
静岡家庭裁判所富士支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和8年(ハ)第1号

群馬県富岡市南蛇井1488番地2
申立人 石田 裕
権利の届出の終期 令和8年7月15日
令和8年3月26日 群馬富岡簡易裁判所

(別紙) 目録

- (1)土地 富岡市南蛇井字山際乙1450番山林 79平方メートル
- (2)登記年月日番号 地上権設定 前橋地方務局富岡支局大正6年4月4日受付第726号 地上権移転 前橋地方務局富岡支局大正12年3月30日受付第623号 地上権移転 前橋地方務局富岡支局昭和3年12月28日受付第3044号
- (3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 大正6年4月1日設定
目的 模範竹林造成
存続期間 大正6年4月1日から大正35年3月31日まで
地代 1年金48銭
支払期 毎年3月末日
地上権者 北甘楽郡吉田村大字南蛇井1090番地2
五十嵐秀次郎

失踪宣告**令和7年(家)第412号**

本籍千葉県成田市東峰1番地12、最後の住所東京都足立区中央本町1丁目12番27号栄荘
不在者 小暮つくゑ
昭和24年10月2日生
令和8年3月24日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所弘前支部裁判所書記官

令和7年(家)第6486号

本籍東京都小笠原村父島字東町1番地、最後の住所東京都小笠原村父島字清瀬 清瀬都住5-201
不在者 猪村 留治
昭和36年1月2日生
令和8年3月24日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3253号

本籍静岡県裾野市佐野1225番地7、最後の住所横浜市港北区篠原町2994番地6 弥生荘102号
不在者 持田 昭仙
昭和46年8月11日生
令和8年3月24日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第130号

本籍静岡県静岡市駿河区大谷3443番地5、最後の住所静岡県静岡市駿河区大谷3443番地の5
不在者 赤堀やす子
昭和25年9月21日生
令和8年3月24日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第152号

本籍兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1423番地、最後の住所兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1288番地
不在者 井上 仁
昭和29年1月4日生
令和8年3月20日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所明石支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第1998号

東京都豊島区要町1丁目13番10号 アーバンハイツ要町401号室
債務者 アスカインターナショナル株式会社
代表者代表取締役 小林 弘幸
1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅野 百合
4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午後1時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2066号

東京都板橋区本町37番7号
債務者 有限会社もとじ
代表者代表取締役 本島正二郎
1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 経田 晃久
4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2118号

東京都渋谷区恵比寿西2丁目4番5号 星ビル6F

債務者 株式会社ラブニール

代表者代表取締役 澤村 卓

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阪井 大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2119号

東京都武蔵村山市三ツ藤2丁目53番地4

債務者 有限会社一ノ瀬表具店

代表者代表取締役 一ノ瀬正宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊崎健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第52号

富山市上赤江町1丁目1番6号

債務者 株式会社KBSコーポレーション

代表者代表取締役 中島 隆志

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 尚宗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前11時

富山地方裁判所民事部

令和8年(フ)第53号

富山市上赤江町1丁目1番6号

債務者 J-kuro株式会社

代表者代表取締役 中島 隆志

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 尚宗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前11時10分

富山地方裁判所民事部

令和8年(フ)第54号

富山市窪本町4番1号

債務者 株式会社KBSモビリティサービス

代表者代表取締役 中島 隆志

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 尚宗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前11時20分

富山地方裁判所民事部

令和8年(フ)第67号

福井市城東1丁目18番9号

債務者 フジテック株式会社

代表者代表取締役 片岡 敏彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神田 芳和
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午前10時5分

福井地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第125号

東京都目黒区碑文谷6丁目7-1-316

債務者 山本 光広

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 六角 麻由
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年8月4日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第447号

東京都三鷹市下連雀4丁目5番9号スパロー

ハウス102、商業登記簿上の本店所在地東京都三鷹市下連雀七丁目8番19号ライオンズマン

ンション三鷹第2・410号

債務者 有限会社クリーンプレイス

代表者取締役 高瀬 勝

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 真

- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第466号

東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目31番11号K

Sビル804号室

債務者 株式会社ノーツスペース

代表者代表取締役 河村 真也

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 弘子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月15日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第80号

静岡県袋井市下山梨1689番地

債務者 ヨシオテック株式会社

代表者代表取締役 稲益・ファビانو・ヨシオ

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 卓実
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後2時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第84号

神奈川県厚木市寿町3丁目14番2号

債務者 一般社団法人CID-UNESCO-

TOKYOユネスコ国際ダンスカウシル東京

代表者代表理事 瀬河地恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬戸 崇文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月15日午後1時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第118号

京都府八幡市戸津東代16番地4

債務者 株式会社中辻興業

代表者代表取締役 中辻 富男

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 垣田貢仁子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第23号

熊本県八代市日奈久上西町495番地

債務者 日奈久水産株式会社

代表者代表取締役 今田美美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午前11時

熊本地方裁判所八代支部

令和8年(フ)第24号

熊本県八代市日奈久上西町495番地

債務者 日奈久魚市物産株式会社

代表者代表取締役 今田美美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午前11時15分

熊本地方裁判所八代支部

令和8年(フ)第29号

山形市あかねヶ丘1丁目17番13号

債務者 株式会社美笑

代表者代表取締役 柏倉 幸次

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金山 裕之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年6月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月16日午前11時

山形地方裁判所民事部

令和8年(フ)第20号

愛媛県今治市立花町3丁目7番38号
債務者 河南タクシー有限会社
代表者代表取締役 平野 義文

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八島 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年6月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午前11時30分

松山地方裁判所今治支部

令和8年(フ)第25号

新潟県新発田市新富町2丁目764番地1
債務者 有限会社ケイアイカンパニー
代表者取締役 犬井 文昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石戸 裕
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前11時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所新発田支部

令和8年(フ)第84号

佐賀市神野西4丁目15番1号
債務者 株式会社真建工房
代表者代表取締役 中村 武利

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤崎 純一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後3時10分

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第98号

埼玉県坂戸市芦山町4番地2ブラザドゥエレガンス102号室
債務者 株式会社ルクス
代表者代表取締役 市川 智史

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西里 壮史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時10分

さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第35号

大分県豊後高田市界225番地1
債務者 ワンユニティー株式会社
代表者代表取締役 宮本 順二

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 知康
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後1時10分

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年(フ)第61号

鹿児島市谷山中央2丁目702番地24
債務者 碧工業株式会社
代表者代表取締役 小牧 義也

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田代 幸嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前10時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第1154号

大阪市中央区久太郎町4丁目2番15号
債務者 株式会社セラビ
代表者代表取締役 熊谷 秀利

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 亮平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後2時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第130号

埼玉県越谷市レイクタウン6-10-1 C o r d o n R o u g e 101号、登記記録上の本店所在地埼玉県越谷市レイクタウン五丁目18番地10
債務者 株式会社ロジプランナー
代表者代表取締役 松崎 亮太

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉村 総一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前11時20分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第112号

相模原市中央区横山5丁目1番7号
債務者 株式会社東京美生
代表者代表取締役 河村 昌彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中徳奈美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後1時45分

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第65号

神戸市垂水区下畑町字石畳1059番地の8
債務者 株式会社新栄工務店
代表者代表取締役 堀江 邦一

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 昌明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時30分

神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第67号

石川県河北郡内灘町字大清水99番地
債務者 嶋田 一彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木梨 松嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午前11時45分

金沢地方裁判所民事部

令和8年(フ)第114号

兵庫県加古川市尾上町養田694番地の1、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区向洋町東2丁目7番9
債務者 クロノスフィールド株式会社
代表者代表取締役 加藤 伸治

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松前 拓士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午前10時40分

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(フ)第1216号

大阪府豊中市刀根山4丁目3番36-107号
債務者 オニツカコウムテン株式会社
代表者代表取締役 鬼塚 政彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 志和 謙祐

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第19号

島根県出雲市塩津町256番地
債務者 松村 豪人

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥田 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和8年7月14日午後1時45分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年7月13日まで

松江地方裁判所出雲支部

令和8年(フ)第433号

福岡県福津市宮司2丁目13番25-301号
債務者 宮田 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 友岡 泰明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第50号

宮城県柴田郡柴田町榎木白幡1丁目7番13号、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字星沼28番地2
債務者 加藤 敏宣

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 大仁
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第15号

福島県いわき市平下神谷字出口82番地の1
ドリーム坂本106
債務者 吉田 聡里

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 慎也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和8年(フ)第58号

山梨県甲府市上今井町211番地 城南ハイツ
301、前住所山梨県中央市一町畑338番地1
債務者 青柳 美夢

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丹澤明主実
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月9日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第3号

徳島県阿南市市原町烏帽子池2番地7
債務者 土肥 民子

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮澤 由浩
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和8年(フ)第96号

神奈川県小田原市飯岡180番地の2 グランベル1 105
債務者 米山 瑠璃

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦加代子

- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月8日午前10時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第116号

愛知県豊橋市下地町字横山36番地 レオパレスアンビジャス103、従前の住所愛知県豊橋市芦原町字芦原11番地 高師グリーンハイツD3
債務者 小林 聖也

- 1 決定年月日時 令和8年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 健治
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第49号

千葉県君津市藤林94番地
債務者 加藤 栄子

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲富 彬
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月3日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第53号

愛知県豊川市御油町美世賜80番地の4
債務者 羽田野尚輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河邊 伸泰
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月10日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第27号

盛岡市三ツ割5丁目18番40号 グレイスコート203号
債務者 加藤 稔勝

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝浦のぞみ
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月30日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第3383号

横浜市保土ヶ谷区峰岡町1丁目95番地2 グリーンハイツ柏201号
債務者 鈴木末莉有

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丁 絢奈
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月4日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3436号

神奈川県藤沢市辻堂4丁目1番37号 ガーデンロイヤルG II102
債務者 西田 仁

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川 宏之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月4日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第57号

滋賀県彦根市芹川町496番地3、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南252番地13
債務者 村木 辰哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢田 圭
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月22日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和8年(フ)第2号

長崎県松浦市福島町塩浜免542番地5
債務者 志水 月子

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 洋介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月5日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和8年(フ)第10号

岐阜県高山市石浦町3丁目165番地
債務者 道脇みどり

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 打保 敏典
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月1日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第2904号

横浜市保土ヶ谷区星川2丁目9番14号 ユナイト星川テレビアーノの調べ205号
債務者 稲葉 雅子

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原藤 達也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月9日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第320号

さいたま市緑区東浦和9丁目18番地11 ファ
ミリーマンション304号

債務者 杉山 幸裕

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾崎 達
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月22日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第149号

川崎市麻生区下麻生3丁目29番16号 パーク
メゾン小島 202

債務者 橋口 照美

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 楠田 真司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月9日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第459号

東京都東久留米市中央町4丁目14番30号

債務者 金澤 潤

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳原 桑子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月9日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第464号

東京都日野市平山4丁目20番地の1都営日野
平山四丁目第2アパート1号棟1004号室

債務者 杉田 知子

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 真野 文恵
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月9日午前11時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第244号

東京都羽村市栄町1丁目9番地6リアライズ
羽村406

債務者 高橋 葉月

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩島のり子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第460号

東京都府中市是政4丁目4番地の22ルネファ
ンタグラール府中是政119

債務者 菊池 創太

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月11日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第45号

長野市大字高田751番地19 プランシェ高田
201

債務者 平戸 伸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米澤 陽
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月29日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第39号

島根県松江市美保関町森山840番地

債務者 河村 久

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松村健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月23日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和8年(フ)第328号

横浜市磯子区滝頭2丁目26番3-402号

債務者 松橋 広昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 出田 浩一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月6日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月29日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第4号

川崎市高津区東野川2丁目31番2号 カルム
野川 A-103

債務者 鈴木 章之

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋奈津子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月30日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第34号

静岡県駿東郡小山町須走481番地の27 富士
教育直接支援大隊

債務者 國吉 竜一

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿久根展大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月3日午後1時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月2日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第457号

東京都青梅市新町3丁目3番地の5サンクレ
イドル小作505

債務者 林 美緒

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗原 亮介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第176号

広島市安佐北区大林2丁目5番8-101号

債務者 池垣 宏夢

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 徳永 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午前10時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで
に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第49号

兵庫県宝塚市向月町20番9号 宝塚マスカ
レード305、前住所兵庫県宝塚市鹿塩1丁目

1番22-203号

債務者 谷藤 裕昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾崎 悠吾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前11時20分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで
に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和8年(フ)第17号

- 山口県大島郡周防大島町大字西方1611番地2
債務者 瀨本 治人
- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 舂本 行広
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時
 - 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
 - 7 免責意見申述期間 令和8年6月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和8年(フ)第133号

- 福岡市東区蒲田1丁目14番4-302号 市営蒲田住宅4棟
債務者 阿比留ゆかり
- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中島 正博
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第138号

- 福岡県宗像市自由ヶ丘10丁目17番地8
債務者 大塚和香子
- 1 決定年月日時 令和8年3月24日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 橋本誠太郎
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第265号

- 福岡県筑紫野市二日市北7丁目1番2-205号
債務者 松浪友紀子
- 1 決定年月日時 令和8年3月24日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 武井 孝太
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後2時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第304号

- 福岡市早良区田村3丁目20番11-302号 オアシス宗徳11
債務者 畑中あゆみ(旧姓尾崎)
- 1 決定年月日時 令和8年3月24日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 大津 集平
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後3時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第237号

- 福岡市城南区片江1丁目15番27-102号 ハイツ片江、前住所大分市森町西5丁目9番3-2号
債務者 小野 浩志
- 1 決定年月日時 令和8年3月24日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 金崎 智久
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後3時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第359号

- 福岡県糟屋郡新宮町夜白3丁目20番15号
債務者 古吉 恵那
- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 古賀 純子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第424号

- 福岡市中央区薬院1丁目10番2-603号 レジディア薬院大通
債務者 飯田 紗英(旧姓藪野)
- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 池田 亮
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後2時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第37号

- 群馬県館林市高根町1040番地の18、前住所群馬県邑楽郡板倉町大字細谷777番地の1
債務者 須永 健哉
- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 吉田 聡
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後3時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第101号

- 岡山県浅口市鴨方町益坂1421番地1 プログレスライン鴨方106、転居前の住所岡山県浅口市鴨方町六条院中1168番地5
債務者 平井 政美
- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 安達 祐一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第102号

- 岡山県浅口市金光町占見新田608番地、転居前の住所岡山県浅口市鴨方町六条院中1168番地5
債務者 平井 智恵
- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 安達 祐一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年(フ)第276号

- 仙台市若林区伊在3丁目10番地の5 D i o-H o r i 伍番館603
債務者 田村 有誠
- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 加瀬谷 拓
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前11時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第75号

- 兵庫県養父市大谷195番地
債務者 さぬきうどん工房草庵こと 米本 啓人
- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 菊井 翼
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和8年(フ)第26号

- 岡山県津山市上高倉941番地3
債務者 眞木 康恵
- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高橋 絢子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月6日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第2511号

- 福岡市西区横浜3丁目6番19号 ヴェルデ横浜2 102号
債務者 石口 伸吾
- 1 決定年月日時 令和8年3月24日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 西依 雅広
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第271号

- 福岡県糟屋郡志免町南里6丁目10番3号 ガーデンハウスB201号、前住所福岡県糟屋郡志免町南里7丁目7番20号
債務者 梅野 侑奈
- 1 決定年月日時 令和8年3月24日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 大塚 祐弥
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第414号

福岡市早良区賀茂2丁目20番23-104号 市
営賀茂南住宅
債務者 藤松 美花

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村佐和子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第423号

福岡県那珂川市片縄北5丁目14番11号、前住
所福岡市博多区博多駅南5丁目18番23号
債務者 香野栄太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白石 直己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第36号

鹿児島県薩摩川内市御陵下町12番51号
債務者 寺地 真央

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 秀郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和8年(フ)第5号

福島県喜多方市字石田4043番地1 あむーる
きたかたC 101、前住所福島県大沼郡会津
美里町吉田字中道下丙294番地
債務者 眞壁 美穂(旧姓坂内)

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 竹義
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和8年(フ)第273号

福岡市東区香住ヶ丘2丁目8番32号 ブラン
ドゥ香住ヶ丘407号、前住所福岡市東区唐原
2丁目20番17号
債務者 三浦 義雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 愛甲 栄治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第290号

福岡県大野城市雑餉隈町1丁目4番2号 ロ
イヤルプラザ90 103号
債務者 安永 伸幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月23日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 涼平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第348号

福岡市早良区南庄3丁目21番10-306号 コ
ムフォート室見、前住所福岡市南区市崎2丁
目7番35-102号 クレシアF西高宮
債務者 西原 柊

- 1 決定年月日時 令和8年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 舞鶴 史也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第464号

北九州市戸畑区中原東2丁目8-6カノック
スピラ208号申立時大分市長浜町3丁目16番
3-401号グリーンヒル舞鶴リバープレイス
債務者 森 健一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷 洋佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和8年(フ)第111号**

静岡県掛川市上垂木142番地の3
債務者 本村 麻美

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和8年(フ)第12号

静岡県御前崎市佐倉2764番地の1 ピアハイ
ツヒロセB-102号、前住所静岡県御前崎市
白羽5407番地の8
債務者 栗林 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和8年(フ)第136号

愛知県東海市荒尾町祢崎5番地の1 A棟
506号
債務者 細川 恵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第242号

愛知県東海市富木島町新藤棚42番地の1 ベ
ルグランデ東山(103号室)
債務者 似田貝 綾

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第310号

名古屋市名東区本郷2丁目163番地 ロイヤ
ルマンション本郷601号
債務者 角 彩香

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第529号

名古屋市守山区向台1丁目1803番地 パティ
オ清勇7号
債務者 飯島 輝雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第532号

名古屋市北区長喜町3丁目21番地の1 宝マ
ンション東志賀801号
債務者 澤口 友宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第805号

大阪府交野市私市3丁目9番2号 グリュエ
ール野田1号棟302号室、住民票上の住所
大阪府交野市星田9丁目2番14号
債務者 片山 楓人

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月16日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第996号

大阪市天王寺区寺田町2丁目7番6号 301号

債務者 宗行 好美

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1208号

大阪府吹田市江の木町12番5-922号、前住所大阪市此花区春日出中2丁目4番11号 メゾンアーサー 107号

債務者 岡田 正輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月23日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1321号

大阪府八尾市緑ヶ丘4丁目82番地の1 シャンテ緑ヶ丘101号

債務者 石光 愛斗

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止**令和7年(フ)第315号**

茨城県水戸市見川町2563番地の889

破産者 有限会社芳悦

- 1 決定年月日 令和8年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第1500号

福岡市南区老司1丁目12番7号

破産者 大新電興有限公司

- 1 決定年月日 令和8年3月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第480号

福岡市東区松島1丁目36-15

破産者 株式会社G○○ハウス(旧商号株式会社DENKEN)

- 1 決定年月日 令和8年3月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1107号

福岡市中央区大宮1丁目6番26-102号

破産者 株式会社GOLDGRATION

- 1 決定年月日 令和8年3月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1718号

福岡市中央区港2丁目1番4号

破産者 合同会社インプルーヴ

- 1 決定年月日 令和8年3月23日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第404号

福岡市南区弥永5丁目12番3号

破産者 喜隆食品株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第967号

福岡市城南区神松寺1丁目21番13号

破産者 有限会社ビィースリ企画

- 1 決定年月日 令和8年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第79号

兵庫県塚市清荒神1-11-1 清荒神市場内

破産者 株式会社ナリゼン

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第1181号

福岡市博多区那珂6丁目21番16-809号

破産者 株式会社ロウタスネットワーク

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1606号

福岡市中央区天神2丁目3番10号天神パインクレスト719号室

破産者 株式会社GSEコンサルティンググループ

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2173号

福岡市中央区葉院2丁目14番29号

破産者 株式会社ぼぼぼん

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第362号

栃木県宇都宮市築瀬町1910番地1

破産者 株式会社Pursue Beauty

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第789号

栃木県宇都宮市築瀬町842番地1

破産者 株式会社TRUST COMPANY

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第790号

栃木県宇都宮市下栗町2924番地7

破産者 手塚 明宏

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第835号

栃木県鹿沼市日吉町633番地3

破産者 大貫 健太

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第866号

栃木県矢板市富田610番地5 フィオーレ102号

破産者 渡辺 了

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第870号

栃木県栃木市岩舟町下津原214番地13、前住所東京都杉並区高円寺南3丁目6番7号 c o c o t e r r a c e 高円寺 304
破産者 大橋 悠介

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第307号

長崎県長崎市上小島2丁目13番21号 パレスアーバン101号
破産者 小森真由美

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和4年(フ)第119号

京都市右京区西院坤町20番地1、前住所京都市北区大将軍一条町161番地
破産者 志村 好美

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第3175号

大阪市淀川区田川北2丁目1番37号
破産者 有限会社アイジーシー

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第158号

山口県防府市大字富海1213番地の5
破産者 株式会社ピアノハウス

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第72号

山口市幸町3番50号
破産者 株式会社メディアス

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年(フ)第2290号

横浜市西区西戸部町2丁目240番地1 ベイヒルズ西横浜203号

破産者 葛西 太郎

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第318号

岐阜県羽島郡岐南町平島2丁目259番地(マイペース 101号室)、開始決定時の住所岐阜市野一色6丁目7番9号

破産者 兵頭 公和

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第3779号

大阪府茨木市新郡山1丁目33番110号
破産者 宇根 良則

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4997号

大阪市阿倍野区阪南町4丁目6-16第二松栄ハイツ302号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田2丁目3番6号

破産者 竹本 圭司

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第91号

熊本県八代市海士江町2162番地8、異動前住所熊本県八代市松江町66番地14
破産者 炭 大輝

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第101号

石川県能美市高座町ホ16番地 プレジール・105号
破産者 棚橋 雅明

- 1 決定年月日 令和8年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所小松支部

令和7年(フ)第102号

静岡県浜松市浜名区宮口3515番地の1 ドエルコートA-1
破産者 竹田 昭子(旧姓根岸・松永・原川)

- 1 決定年月日 令和8年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第1141号

広島市西区井口鈴が台1丁目3番23号
破産者 池田 桜子

- 1 決定年月日 令和8年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第467号

宮崎県東諸県郡国富町大字木脇2813番地2
破産者 前田 俊徳

- 1 決定年月日 令和8年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第39号

宮崎県串間市大字市木8253番地、住民票上の住所宮崎県日南市大字星倉4461番地3
破産者 東濱 美香

- 1 決定年月日 令和8年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第109号

茨城県龍ヶ崎市長沖町7番地の1、開始決定時の住所茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台3丁目14番地10

破産者 沼尻 利一

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和6年(フ)第276号

岐阜市諏訪山2丁目8番7号
破産者 清生 巳門

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第265号

兵庫県西宮市北六甲台4丁目14番3号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口1丁目1番17号
破産者 大木 宏恵

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第38号

福島県福島市笹木野字日井古屋54番地の1
メゾン・アムール303、前住所福島県白河市
大鹿島前108番地15

破産者 山田 雄士

- 1 決定年月日 令和8年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年（フ）第345号**

愛知県一宮市三条字郷内西19番地14、開始決定時の住所愛知県一宮市末広2丁目12番2号
破産者 村里 正志

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午前10時15分
令和8年3月31日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第450号

静岡県駿河区大谷720番地 リヴェール102号、旧住所静岡市駿河区聖一色74番地の7
セイントフローレンスII 108号

破産者 箱崎 博幸

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月27日午前10時
令和8年3月31日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1173号

札幌市手稲区西宮の沢2条3丁目4番8号

暮らし処ありつつも

破産者 岸田 蓉子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月16日午前11時45分
令和8年3月30日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1940号

名古屋市北区辻町1丁目7番地の4

破産者 渡辺 良祐

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月10日午前10時50分
令和8年3月30日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第47号

兵庫県たつの市誉田町福田579番地1 カト
レーヴI 103号室、開始決定時の住所兵庫
県たつの市揖西町南山1000番地2

破産者 高橋 晃

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月29日午前10時45分
令和8年3月31日

神戸地方裁判所龍野支部

令和7年（フ）第449号

熊本市南城区南町舞原373番地12

破産者 中金慎太郎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月11日午前11時
令和8年3月30日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第766号

沖縄県宮古島市下地字上地677番地6、前住
所埼玉県ふじみ野市市沢三丁目1番C-102号

破産者 中窪 満浩

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午後2時30分
令和8年3月27日

さいたま地方裁判所川越支部

令和5年（フ）第84号

三重県伊勢市村松町1380番地11

破産者 南勢ポンプ株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月17日午後2時15分
令和8年3月31日

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和6年（フ）第5884号

大阪府箕面市瀬川2丁目14番4号（1号）

破産者 なりすけこと 曾和 誠育

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月25日午後1時50分
令和8年3月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3602号

大阪市中央区上町1丁目13番8号 グランデ

カワノなにわ離宮 302号室

破産者 麻野 貴義

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月18日午後2時50分
令和8年3月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1970号

札幌市豊平区西岡3条3丁目2番2号、開始決定時の住所北海道千歳市幸福3丁目9番6号

破産者 佐々木泰之

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月25日午後3時45分
令和8年3月30日

札幌地方裁判所民事第4部

債権者集会招集**令和7年（フ）第3958号**

大阪市東淀川区柴島2丁目13番15号バスティ
オーネ柴島501号

破産者 池田 穰作

- 1 期日 令和8年6月25日午後2時50分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年3月27日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第4477号

大阪府東大阪市鴻池徳庵町2番15-802号

破産者 野原健太郎

- 1 期日 令和8年5月28日午後2時40分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年3月23日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年（フ）第563号

宮崎市大字島之内7486番地 セシールコーポ
マキ101号

破産者 松浦 昌紀

- 異議申述期間 令和8年5月12日まで
令和8年3月31日

宮崎地方裁判所破産係

令和5年（フ）第1000号

山形県酒田市新橋2丁目26番地の20

破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

異議申述期間 令和8年5月18日まで

令和8年3月30日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始**令和8年（ヒ）第2009号**

東京都千代田区神田東松下町17番地13

清算株式会社 ワイケーホールディングス株式
会社

代表清算人 岡本 成道

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（ヒ）第2010号

東京都台東区上野1丁目7-3-3F

清算株式会社 株式会社バランススタイル

代表清算人 奥谷 侑加

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（ヒ）第3012号

大阪府東大阪市水走3丁目9番地30

清算株式会社 山勝運輸株式会社

代表清算人 山本 律子

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第6民事部

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（ヒ）第1002号

広島市西区商工センター1丁目6番34号

清算株式会社 JIRAUD株式会社

代表清算人 奥原誠次郎

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第4部

広島地方裁判所民事第4部

令和8年(七)第1003号

広島市中区本川町3丁目1番5号
清算株式会社 ironi c株式会社
代表清算人 奥原誠次郎

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

広島地方裁判所民事第4部

特別清算終結

令和7年(七)第2078号

東京都千代田区麹町4丁目3番29号VORT
紀尾井坂6階
清算株式会社 NK管財株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(七)第10号

岡山県備前市西片上1293番地
清算株式会社 株式会社FUD

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第3民事部

特別清算協定認可

令和7年(七)第2027号

東京都渋谷区神山町31番5-202号
清算株式会社 クイックエクスペリエンス株式
会社
代表清算人 和田 千弘

- 1 決定年月日 令和8年3月26日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定
1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から1か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務の免除をする。

- 3 本協定における弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
- 4 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合においては、本件協定債権者が第2項の規定に基づいて行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
- 5 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(七)第2号

兵庫県姫路市飾磨区中島3126番地の1
清算株式会社 日光テクニカ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定
1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.027%の金員(1円未満を四捨五入)を、本協定の認可決定が確定した日から2週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額(元金、利息および損害金)から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
2 前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
3 前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。

以上

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(七)第1001号

広島市東区牛田新町3丁目11番38-205号
清算株式会社 坂本株式会社
代表清算人 坂本 秋

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定
1 債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可が確定した日をもって、清算株式会社が負う別紙1「債権額一覧表」記載の債務(基準日以後の損害金等一切を含む)の全てを免除する。
2 特別清算開始決定日以降、特別清算終結時までに清算株式会社が受け取る預金利息の合計額は、清算事務に必要な経費に充当して支払い、第1項の弁済資産としない。
3 本協定が確定した後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、全債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙2「非保全債権額一覧表」記載の債権の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、債権者が第1項より行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
(別紙省略)

以上

広島地方裁判所民事第4部

保全管理命令

令和6年(再)第19号

東京都墨田区東墨田3丁目13番4号
再生債務者 社会福祉法人寿老福祉会

- 1 主文 保全管理人による管理を命ずる。
- 2 保全管理人 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地7 第三東ビル4階 富士法律事務所
弁護士 今朝丸 一
令和8年3月27日

東京地方裁判所民事第20部

管理命令取消

令和6年(再)第19号

東京都墨田区東墨田3丁目13番4号
再生債務者 社会福祉法人寿老福祉会

- 主文 令和7年4月16日にした管理命令を取り消す。
令和8年3月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和7年(再)第5号

名古屋市千種区千種2丁目22番8号
再生債務者 S y n c M O F 株式会社

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。
令和8年3月24日

名古屋地方裁判所民事第2部

小規模個人再生による再生手続開始

令和8年(再イ)第26号

埼玉県狭山市富士見2丁目3番23号
再生債務者 稲葉ひろみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(再イ)第28号

埼玉県所沢市東所沢2丁目6番地の12
再生債務者 市川 文乃

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第85号

兵庫県西宮市津門綾羽町3番15号ハイツレ
ハーナ203号
再生債務者 笠原 朋美

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第89号

兵庫県西宮市深谷町7番8号(事業所所在地)
大阪市北区芝田1丁目12-7大栄ビル新館N
904号室

再生債務者 竹中鍼灸院こと 竹中 芳夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第90号

兵庫県西宮市深谷町7番8号

再生債務者 竹中 純子

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(再イ)第12号

兵庫県西宮市南郷町1番2-201号

再生債務者 青地 智之

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第40号

愛知県豊川市伊奈町縫殿26番地409 ドルメン小坂井706号

再生債務者 久徳 修一

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月24日から令和8年5月1日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(再イ)第12号

埼玉県川越市砂新田6丁目17番地16

再生債務者 建 秀和

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月11日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(再イ)第30号

千葉県市川市鬼高2丁目21番31-308号 (ライオンズマンション市川第3)

再生債務者 三谷 亜希

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第23号

千葉県君津市宮下1丁目11番14号

再生債務者 齋藤 忠寛

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第26号

千葉県袖ヶ浦市蔵波台6丁目23番地30

再生債務者 枝村 暢祐

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(再イ)第1号

千葉県木更津市羽鳥野2丁目7番地11

再生債務者 平島 浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(再イ)第10号

千葉県木更津市真舟4丁目8番8号

再生債務者 園田 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第77号

岐阜県各務原市那加中下町63番地1

再生債務者 武井 優也

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月14日まで

岐阜地方裁判所

令和8年(再イ)第36号

名古屋市中区村区横前町563番地の2

再生債務者 川嶋 大樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第37号

愛知県愛西市西條町二町田76番地2

再生債務者 水谷 雅也

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第53号

名古屋市守山区菱池町14番18号-1

再生債務者 宮下 佳典

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第57号

愛知県知多市長浦2丁目119番地

再生債務者 須藤 順哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第10号

兵庫県尼崎市久々知3丁目2番9号

再生債務者 井上 彩香

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月11日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(再イ)第17号

兵庫県芦屋市浜町14番2-104号

再生債務者 高見 昭宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月11日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(再イ)第19号

兵庫県尼崎市食満3丁目15番1-503号

再生債務者 小林 葉月

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月11日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(再イ)第6号

青森県八戸市吹上3丁目9番34号
再生債務者 狛守 信生

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和7年(再イ)第29号

神奈川県厚木市中依知127番地2 マーメイド101
再生債務者 古関 忠司

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月14日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和8年(再イ)第22号

静岡県清水区蒲原小金296番地の1
再生債務者 片瀬 信幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月12日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第27号

静岡県駿河区小鹿1丁目50番10号 エムズハイツ302号
再生債務者 原木 崇有

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月12日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第13号

愛知県一宮市千秋町小山字鹿取17番地3
再生債務者 鬼頭 宏和

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月7日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第54号

三重県員弁郡東員町笹尾西1丁目32番6
再生債務者 中村 善徳

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月7日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第536号

東京都江戸川区南葛西4-18-12-301
再生債務者 今野 新一

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月8日から令和8年5月29日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第58号

東京都渋谷区神山町25-16-504
再生債務者 大谷のぞみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月8日から令和8年5月29日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第101号

東京都北区王子本町2-14-14-203
再生債務者 上田 寿明

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月8日から令和8年5月29日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第125号

東京都台東区浅草4-34-9-707
再生債務者 岩崎 英起

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月8日から令和8年5月29日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第132号

東京都大田区南六郷2-35-3-510
再生債務者 飯田 高章

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月8日から令和8年5月29日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第11号

鹿児島市坂之上1丁目10番5-2号
再生債務者 谷川 航平

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月8日から令和8年5月15日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和8年(再イ)第2号

宮城県岩沼市下野郷字館外288番地
再生債務者 及川 孝志

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月25日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第36号

群馬県高崎市東貝沢町2丁目17番地7 K's TWO102号
再生債務者 齋藤 利紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月25日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和8年(再イ)第8号

埼玉県行田市持田4丁目23番6号
再生債務者 廣瀬 尚

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年6月1日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(再イ)第104号

東京都小金井市東町4-22-1-25
再生債務者 和田 慎司

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年6月1日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第117号

東京都練馬区北町2-1-1-F-507(住民票上の住所)大阪府和泉市上町116-46
再生債務者 荒木 義久

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年6月1日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第1号

神奈川県川崎市麻生区白鳥4丁目12番10-303号(前住所)神奈川県横須賀市長浦町1丁目43番地 海上自衛隊 長浦隊舎
再生債務者 摺建 友幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月18日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年(再イ)第9号

長野県松本市美須々8番3号 Premia
ge203号室

再生債務者 竹村 久司

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月18日まで

長野地方裁判所松本支部

令和6年(再イ)第157号

京都府宇治市菟道西中25番地の4

再生債務者 森下 和人

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月14日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年(再イ)第13号

京都市右京区太秦安井奥畑町23番地16

再生債務者 森 拓也

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月14日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年(再イ)第4号

大阪市西区本田3丁目2番7-501号

再生債務者 仁科 樹宗

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第54号

大阪府豊中市本町1丁目9番10-1002号

再生債務者 祝 聡子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで

4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第69号

大阪市淀川区木川東1丁目1番26号 フォレストメゾン ザ ヨド新大阪 202号

再生債務者 橋本 勝人

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第75号

大阪府高槻市別所新町6番6号 ダイヤモンドヒルズ102号

再生債務者 山田 里宇

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第89号

大阪府枚方市招提南町1丁目6番2号

再生債務者 岡藤 静

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第94号

大阪府大東市朋来1丁目21番19号

再生債務者 山田 大介

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第97号

大阪府守口市滝井元町1丁目4番18-403号

再生債務者 関本 大介

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第23号

広島県東広島市西条町土与丸391番地14

再生債務者 佐藤 友則

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第27号

広島市安佐北区亀山8丁目12番1号

再生債務者 貴志 裕二

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第1号

山口県周南市大字久米910番地の5

再生債務者 家永 望

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月18日まで

山口地方裁判所周南支部

令和7年(再イ)第49号

佐賀市兵庫町大字若宮712番地

再生債務者 平本 拓也

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで

4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月18日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年(再イ)第1号

熊本県八代市松江町146番地9

再生債務者 中村 孝志

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月18日まで

熊本地方裁判所八代支部

令和8年(再イ)第5号

岩手県下閉伊郡山田町織笠第22地割55番地

再生債務者 越田 勝弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年5月26日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(再イ)第6号

茨城県つくば市春日2丁目38番地1 レーベンリヴァーレつくばブリズムレジデンス202号

再生債務者 葛原 偉民

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年6月2日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和8年(再イ)第5号

富山市楡原1384番地1

再生債務者 森井 理温

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月14日まで

富山地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第4号

福井県小浜市水取4丁目3番4号 エスポ
ワールK A103

再生債務者 大西 史人

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月19日まで

福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和8年（再イ）第8号

長野県松本市梓川倭7番地14

再生債務者 奥原 夏樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年5月19日まで

長野地方裁判所松本支部

令和8年（再イ）第7号

大津市滋賀里4丁目5番11号

再生債務者 南出 卓哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年5月19日まで

大津地方裁判所民事部再生係

令和8年（再イ）第28号

兵庫県姫路市車崎2丁目4番9-603号 エ
ンゼルハイム姫路

再生債務者 菅谷 侑司

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年6月2日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第38号

香川県小豆郡土庄町甲5165番地66 SFオー
キドレジデンス203号

再生債務者 高尾 恭平

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年5月26日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（再イ）第48号

香川県小豆郡小豆島町池田3188番地5

再生債務者 木村 直美

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年5月26日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（再イ）第131号

北九州市門司区稲積1丁目8番15-203号

再生債務者 伊藤 雅人

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月18日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（再イ）第9号

宮崎市大字島之内7286番地1 サンビレッジ
島之内パーベナテレナの棟202号

再生債務者 中竹 清美

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年5月20日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年（再イ）第15号

長野県伊那市若宮7380番地261 県住若宮団
地436号室、再生手続開始決定の住所長野県
伊那市美篤9071番地6 楓青山ハイツA103

再生債務者 北原 和幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月18日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
23日まで

令和8年3月27日 長野地方裁判所伊那支部

令和7年（再イ）第523号

東京都足立区西新井栄町1-7-4-301

再生債務者 高木 茂

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月23日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
13日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第218号

千葉県市川市南行徳4丁目16番1-405号

（レクセルマンション南行徳）

再生債務者 森川いづみ

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月9日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
16日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第528号

東京都杉並区阿佐谷北3-18-13-101（住
民票上の住所）東京都杉並区阿佐谷北3-
18-13

再生債務者 竹谷 奈々

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
16日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第22号

山形県南陽市二色根379番地

再生債務者 菅野 聖

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで

令和8年3月30日 山形地方裁判所米沢支部

令和7年（再イ）第135号

東京都日野市平山6丁目4番地の25

再生債務者 渡辺 秀樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで

令和8年3月30日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（再イ）第1号

川崎市多摩区西生田5丁目18番28号 ル・
フューチャー 103

再生債務者 川久保賢之介

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで

令和8年3月30日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第72号

岐阜市領下1496番地2

再生債務者 佐々木寿大

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで

令和8年3月30日 岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第313号

愛知県大府市柘山町5丁目336番地 LM大
府柘山704号

再生債務者 小笠原謙一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月11日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで

令和8年3月30日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第322号

名古屋市北区尾上町1番地の2 尾上団地4
棟807号（従前の住所）愛知県尾張旭市東三
郷町73番地5

再生債務者 櫻井 学

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月18日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで

令和8年3月30日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第1号

盛岡市岩清水4番16号 コーポ石井B号

再生債務者 栃沢 朋樹

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月30日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
21日まで

令和8年3月31日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第20号

山形県酒田市宮野浦3丁目4番38号

再生債務者 小野 一樹

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月3日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
21日まで

令和8年3月31日 山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第75号

岐阜市六条南3丁目1番14-1号

再生債務者 西川 利彦

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月24日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
21日まで

令和8年3月31日 岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第39号

三重県津市芸濃町中縄126番地6

再生債務者 牛田 将斗

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
21日まで

令和8年3月31日 津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第60号

福井市三郎丸町第25号1番地10

再生債務者 押川 陽一

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月13日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
24日まで

令和8年3月27日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第43号

静岡県富士市天間846番地の16

再生債務者 佐野 佑樹

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
24日まで

令和8年3月27日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和8年(再イ)第25号大阪府吹田市南吹田1丁目4番1 Nana
コート201号(住民票上の住所 高松市屋島
西町1519番地6)

再生債務者 嶋 准吾

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月17日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
24日まで

令和8年3月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第15号北海道岩見沢市1条西10丁目5番地2 ヴィ
ラ田中A号室

再生債務者 佐々木優子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月18日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで

令和8年3月30日

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(再イ)第78号埼玉県入間市大字上藤沢17番地1 リスベク
ト201(前住所) 神奈川県横浜市金沢区東朝
比奈3丁目23番24号

再生債務者 中村ひかる(旧姓渡辺)

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで

令和8年3月30日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第120号

埼玉県狭山市広瀬台3丁目22番29号

再生債務者 下田 佳祐

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月23日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで

令和8年3月30日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第36号

長野県安曇野市穂高2368番地1

再生債務者 望月 翔太

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月10日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで

令和8年3月30日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第595号

大阪市生野区林寺4丁目4番6号

再生債務者 堺 典之

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月24日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで

令和8年3月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第6号

大阪府吹田市南金田1丁目1番32-702号

再生債務者 緒方 剛士

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月23日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで

令和8年3月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第35号

大阪市都島区都島南通2丁目1番8-514号

再生債務者 田口 椋

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月17日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで

令和8年3月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第112号

大阪府羽曳野市高鷲3丁目11番12号

再生債務者 貴志 昌生

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月23日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで

令和8年3月30日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第35号

群馬県高崎市本郷町1504番地28

再生債務者 手塚 啓

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月26日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
28日まで

令和8年3月31日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第61号

福井県鯖江市神明町4丁目3番8号

再生債務者 笠島 幸男

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月13日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
28日まで

令和8年3月31日 福井地方裁判所

令和7年(再イ)第65号

愛知県稲沢市堀之内町東郷759番地1

再生債務者 滝 将徳

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月21日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
28日まで

令和8年3月31日 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第173号

神戸市中央区宮本通5丁目2番8-304号

再生債務者 諸葛 柚樹

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月26日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月20日3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで

令和8年3月30日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第3号

神戸市北区星和台1丁目17番地の8

再生債務者 小野原卓馬

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月24日
付け再生計画面案2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月20日3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで

令和8年3月30日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年（再イ）第7号

神戸市兵庫区東山町2丁目8番地の61 マル
シンハイツ206号（従前の住所）神戸市須磨
区北落合3丁目1番371-401号

再生債務者 竹花 直洋

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月26日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月20日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで
令和8年3月30日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第44号

徳島県鳴門市鳴門町高島字中島348番地
再生債務者 三國 智貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月17日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月20日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで
令和8年3月30日 徳島地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第101号

北九州市小倉南区沼本町4丁目16番55号
再生債務者 佐々木裕幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月6日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月20日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
20日まで
令和8年3月30日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第91号

新潟市東区秋葉1丁目25番6号
再生債務者 川崎 昇

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
21日まで
令和8年3月31日 新潟地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第10号

三重県四日市市西坂部町4489番地11 テイス
ティバレス坂部102

再生債務者 山田 理恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月27日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
21日まで
令和8年3月31日 津地方裁判所四日市支部

令和7年（再イ）第8号

山口県周南市若草町3番20-208号

再生債務者 藤井 剛

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月5日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
27日まで
令和8年3月30日 山口地方裁判所周南支部

令和7年（再イ）第137号

広島市南区宇品御幸1丁目14番21号

再生債務者 酒井 洋知

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月16日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
28日まで
令和8年3月31日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第33号

宮崎市大字島之内9590番地23 ブランドール
MIV201号

再生債務者 甲斐 美香

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
28日まで
令和8年3月31日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**小規模個人再生による再生手
続廃止**

令和7年（再イ）第127号

北九州市若松区高須南4丁目2番7-106号

再生債務者 田村 絵利

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
191条2号に定める事由がある。

令和8年3月31日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**給与所得者等再生による再生
手続開始**

令和8年（再口）第2号

兵庫県芦屋市若葉町6番1-132号

再生債務者 寺川 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令
和8年5月7日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年（再口）第2号

埼玉県所沢市緑町1丁目6番10-303号

再生債務者 一ノ瀬智美

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令
和8年5月11日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（再口）第10002号

東京都小平市小川町1-81-35 ウイング東
大和1-203

再生債務者 大住 清隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月8日から令
和8年5月29日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（再口）第2号

北九州市小倉南区中吉田6丁目13番14号

再生債務者 内間 祐介

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令
和8年5月18日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**

令和7年（再口）第4号

鹿児島市田上台3丁目13番15号

再生債務者 仲田素仁矢

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年3月
4日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月16日まで
令和8年3月26日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再口）第11号

東京都武蔵村山市大南1丁目23番地の12

再生債務者 村松 浩史

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年3月
23日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月20日まで
令和8年3月30日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再口）第2号

新潟県燕市幸町6番45号

再生債務者 星野 朗彦

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年3月
16日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月28日まで
令和8年3月31日 新潟地方裁判所三条支部

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和7年（再口）第10039号

東京都荒川区西日暮里1-15-10-404

再生債務者 飯塚 洗貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月16日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年3月27日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第10042号
神奈川県川崎市川崎区大島1-20-7-1
再生債務者 當山 輝雄

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年3月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月27日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第5号

北九州市門司区吉志3丁目6番4-606号
再生債務者 平良 康秀

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年3月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月30日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(チ)第5号

北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地
申立人 ニセコ町長 田中 健人
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 虻田郡ニセコ町字元町320番地4
所有者・共有者 堀田 信一
届出期間満了日 令和8年5月26日
令和8年3月26日 札幌地方裁判所岩内支部
(別紙) 物件目録

- 所在 虻田郡ニセコ町字元町
地番 320番1
地目 畑
地積 33817平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字元町
地番 320番2
地目 原野
地積 3756平方メートル

- 所在 虻田郡ニセコ町字元町
地番 320番3
地目 畑
地積 6854平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字元町
地番 320番5
地目 原野
地積 3387平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字里見
地番 166番1
地目 畑
地積 15049平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字里見
地番 166番2
地目 畑
地積 15345平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字里見
地番 167番
地目 畑
地積 657平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字里見
地番 168番1
地目 原野
地積 10766平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字里見
地番 168番2
地目 畑
地積 1762平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字宮田
地番 286番1
地目 畑
地積 28144平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字宮田
地番 298番2
地目 畑
地積 10620平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字元町
地番 320番4
地目 宅地
地積 1281.50平方メートル
共有者 堀田 信一の共有持分 2分の1
不動産登記記録上の所有者 堀田ミヨ子
- 所在 虻田郡ニセコ町字元町320番地4
家屋番号 未登記
種類 車庫
構造 木造
床面積 1階 28.92平方メートル

- 所在 虻田郡ニセコ町字元町320番地1
家屋番号 未登記
種類 畜舎
構造 木造
床面積 1階 79.33平方メートル
- 所在 虻田郡ニセコ町字元町320番地4
家屋番号 320番4
種類 居宅
構造 木造珪鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 79.49平方メートル
2階 46.37平方メートル
共有者 堀田 信一の共有持分 2分の1
不動産登記記録上の所有者 堀田ミヨ子

令和8年(チ)第1号

山形県米沢市金池5丁目2番25号
申立人 米沢市長 近藤 洋介
(最後の住所兼不動産登記記録上の住所) 山形県米沢市六郷町西藤泉1380番地
所有者 伊藤喜一郎
届出期間満了日 令和8年5月26日
令和8年3月26日 山形地方裁判所米沢支部
(別紙) 物件目録

- 所在 米沢市六郷町西藤泉字上川原三
地番 1380番
地目 宅地
地積 198.34平方メートル
 - 所在 米沢市六郷町西藤泉字中川原一
地番 376番6
地目 畑
地積 224平方メートル
 - 所在 米沢市六郷町西藤泉字中川原一
地番 376番7
地目 畑
地積 23平方メートル
 - 所在 米沢市六郷町西藤泉字上川原三1380番地
家屋番号 1380番の1
種類 居宅
構造 木造カラー鉄板葺平家建
床面積 96.40平方メートル
- 令和8年(チ)第2009号
大阪府豊中市本町3丁目4番21号
申立人 メイクイーストこと 東 直輝
亡杉原美貴の最後の住所 大阪府池田市天神2丁目11番22号
所有者 亡杉原美貴相続財産
届出期間満了日 令和8年5月29日
令和8年3月26日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 池田市天神2丁目
地番 91番13
地目 宅地
地積 88.15平方メートル
- 所在 池田市天神2丁目 91番地13
家屋番号 91番13
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 52.92平方メートル
2階 46.44平方メートル

令和8年(チ)第18号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡青柳興邦の最後の住所) 東京都渋谷区南平台町5番12号シルフィード南平台204
所有者 亡青柳興邦相続財産
届出期間満了日 令和8年5月27日
令和8年3月27日 神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 神戸市須磨区禅昌寺町1丁目
地番 3番85
地目 宅地
地積 165.46平方メートル
- 所在 神戸市須磨区禅昌寺町1丁目3番地85
家屋番号 3番85
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 72.26平方メートル
2階 74.98平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第14号
 富山県砺波市太郎丸3丁目14番地 Tライ
 レッジ502号
 申立人 藤井 勝昭
 (登記記録上の住所) 東礪波郡井波町北川
 183番地
 共有者 高倉他八郎
 (登記記録上の住所) 東礪波郡井波町井波
 2027番地
 共有者 藤永仁右エ門
 (登記記録上の住所) 東礪波郡井波町北川
 2136番地
 共有者 野原 久間
 届出期間満了日 令和8年5月27日
 令和8年3月27日 富山地方裁判所高岡支部
 (別紙) 物件目録
 所在 南砺市井波字北新町
 地番 2076番14
 地目 宅地
 地積 19.83平方メートル
 高倉他八郎、藤永仁右エ門、野原久間各共有
 持分 8分の1
令和8年(子)第1号
 富山市新総曲輪1番7号
 申立人 富山県知事 新田 八朗
 住居所 不明
 (最後の住所) 福岡県福岡市博多区比恵町2
 番1号 博多エスナートビル 301号
 所有者 本郷 昌司
 届出期間満了日 令和8年5月27日
 令和8年3月27日 富山地方裁判所高岡支部
 (別紙) 物件目録
 所在 野水市本江北
 地番 279番
 地目 宅地
 地積 10.78平方メートル
令和8年(子)第2号
 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2
 申立人 珠洲市長 泉谷満寿裕
 住所・居所 不明
 (亡籍者の最後の住所) 東京都江東区辰巳
 1丁目10番86-511号
 所有者 亡籍者子相続財産
 届出期間満了日 令和8年5月29日
 令和8年3月26日 金沢地方裁判所輪島支部
 (別紙) 物件目録
 所在 珠洲市上戸町寺社参字
 地番 27番
 地目 宅地
 地積 142.14平方メートル

令和7年(子)第3号
 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
 申立人 鳥取県
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 鳥取県八頭郡八頭町麻生132
 番地
 共有者 前田 正道
 届出期間満了日 令和8年5月27日
 令和8年3月27日 鳥取地方裁判所
 (別紙) 物件目録
 1 所在 八頭郡八頭町麻生字前田
 地番 803番1
 地目 田
 地積 1086平方メートル
 (前田 正道 持分 2分の1)
 2 所在 八頭郡八頭町麻生字前田
 地番 803番2
 地目 田
 地積 1184平方メートル
 (前田 正道 持分 2分の1)
令和8年(子)第2号
 岡山市北区内山下2丁目4番6号
 申立人 岡山県知事 伊原本隆太
 住所・居所 兵庫県三木市吉川町みなぎ台1
 丁目18番地の6
 (不動産登記記録上の住所) 後月郡芳井町大
 字種957番地
 所有者 刈谷 行利
 届出期間満了日 令和8年5月27日
 令和8年3月27日 岡山地方裁判所倉敷支部
 (別紙) 物件目録
 1 所在 井原市芳井町種字下刈谷
 地番 953番3
 地目 畑
 地積 122平方メートル
 2 所在 井原市芳井町種字下刈谷
 地番 956番3
 地目 宅地
 地積 109.05平方メートル
令和8年(子)第2号
 熊本市区松尾町近津767番地
 申立人 丸成産業株式会社
 住所・居所 不明
 所有者 熊本市区松尾町近津区共有
 届出期間満了日 令和8年5月27日
 令和8年3月27日 熊本地方裁判所

(別紙) 物件目録
 所在 熊本市区松尾町近津字二ノ切
 地番 1209番
 地目 田
 地積 687平方メートル
会社その他の公告
合併公告
 左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
 継して存続し乙は解散することになりました。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、この最終貸借対照表の開示状況は次のと
 おりです。
 (乙) 計算書類の公告義務はありません。
 令和八年四月八日
 東京都品川区上大崎三丁目一番一丁目黒七
 ントラルスクエア一五階
 (甲) 公和ホールディングス合同会社
 代表社員 一般社団法人公和
 職務執行者 河原 正幸
 東京都品川区上大崎三丁目一番一丁目黒七
 ントラルスクエア一五階
 (乙) 有会社公和商事
 取締役 大崎 章司

組織変更公告
 当農事組合法人は、株式会社に組織変更するこ
 とにいたしました。
 効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変
 更後の商号は株式会社KIDアグリとします。
 この組織変更に関する債権者は、本公告掲
 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 令和八年四月八日
 富山県射水市小杉北野六七一番地
 農事組合法人ファーム池多
 代表理事 坪田 三夫

組織変更公告
 当社は、株式会社に組織変更することにいたし
 ました。
 この組織変更に関する債権者は、本公告掲
 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 令和八年四月八日
 兵庫県尼崎市南塚口町五丁目一五番一〇号
 甲東プラザ四〇三号
 合同会社ユービーディーケア
 代表社員 上田 泰司

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を九千万円減少することに
 いたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
 です。
 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
 令和八年四月八日
 東京都品川区東五反田三丁目二〇番一四号
 住友不動産高輪パークタワー二F
 PRONI株式会社
 代表取締役 柴田 大介

準備金の額の減少公告
 当社は、資本準備金の額を二十億二千五百八十
 五万七千六百円減少し、一億円とすることにいた
 しました。この決定に対し異議のある債権者は、
 本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出さ
 います。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
 です。
 https://photosynth.co.jp/ir/pn/
 令和八年四月八日
 東京都港区芝五丁目二九番一一号
 株式会社Photosynth
 代表取締役 河瀬 航大

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億九千二百四十五万五千二百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年四月八日
東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号
G F A C T O R Y株式会社
代表取締役 片平 雅之

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社アクティブを完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加したためその増加額全額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月十六日
掲載頁 一八〇頁(号外第五十三号)
令和八年四月八日
名古屋市長東区高社一丁目八六番地
株式会社アクトテック
代表取締役 本多 英雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百一十九万三千二百円、資本準備金の額を一億六千五百一十九万三千二百円減少し、それぞれ二千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://vareas.co.jp>
令和八年四月八日
北海道旭川市宮下通七丁目三八九七番地一
旭川駅前ビル三階 株式会社V O R E A S
代表取締役 池田憲士郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億七千二百二十七万二千二百円、資本準備金の額を十億七千二百二十七万二千二百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年四月八日
東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号恵比寿プライムスクエアタワー四F
株式会社モンスターラボ
代表取締役 鮎川 宏樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を二億九千七十七万五千円、減少することになりました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年四月七日
掲載頁 二頁
令和八年四月八日
愛知県名古屋市緑区鎌倉台一丁目二一一番地
株式会社INN O V E L H E A L T H
C A R E
代表取締役 石野 政道

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
令和八年四月八日
東京都港区南麻布五丁目一一番一二号
トレジャーハンティング株式会社
代表取締役 小山 淳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式一株につき、一〇、〇〇〇株の割合をもって分割することといたしましたので公告します。
令和八年四月八日
東京都新宿区新宿一丁目一七一六
株式会社東京みらい不動産
代表取締役 大塚 文彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催する株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
令和八年四月八日
福岡県福岡市中央区薬院三一六一二六
P J P E y e株式会社
代表取締役 仁科 浩明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年四月八日
愛知県西尾市一色町対米長池一九番地一
タロー海運株式会社
代表取締役 石山 博輝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年四月八日
福岡市東区馬出六丁目一三番一〇号
株式会社保坂塗装店
代表取締役 保坂 秀治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジャン・セバスチャン・グレッグが退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年四月八日
横浜市中央区桜木町一丁目一番七号ヒューリックみなとみらい一〇階
テクニップ・エナジーズ・フランス・エス・イー・エス
日本における代表者
ジャン・セバスチャン・グレッグ

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市南武庫之荘一〇丁目一〇八番二、最後の住所兵庫県尼崎市武庫町四丁目四番二〇号 武庫之荘ホール
被相続人 亡 川本 孝義

右被相続人は令和八年二月二十日死亡し、その相続人は令和八年三月三十日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。
令和八年四月八日
大阪府堺市西区浜寺船尾町東一丁一番地三四
相続財産清算人 前田 幸子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億六千六百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://www.kaikei-home.com/axess/0037/index.html>
令和八年四月八日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
Fl o w e r K o n a 特定目的会社
取締役 安藤 康浩

正 誤

ページ段 行 誤 正
令和七年十二月二十六日(号外第二百八十五号)公布厚生労働省令第二百二十八号(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令)
(原稿誤り)
七二 改正後欄 平成十九年 平成十九年
七三 改正後欄 平成十九年 平成十九年

令和八年三月十六日(号外第五十三号)公布厚生労働省令第二十三号(職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令)
(原稿誤り)
一一九 改正後欄 第二條第二項 第二條第一項
一一九 終りから 一四

令和八年三月五日(号外第四十六号)厚生労働省告示第七十号(基本診療料の施設基準等の一部を改正する件)
(印刷誤り)
三〇七上 六医 療機能評価 医療機能評価